

# 「図書販売業者の・青少年に対する・有害指定図書の・販売」の自由とその禁止(上)

——「有害指定図書」という商品の対面販売について——

大 野 悠 介

## 目 次

1. はじめに
  - (1) 有害図書指定とインターネット
  - (2) 本稿の目的
  - (3) 本稿の内容
2. 各都道府県条例における「図書販売業者の／青少年に対する／有害指定図書の／販売」
  - (1) 青少年
  - (2) 図書の類型
  - (3) 販売
  - (4) 図書販売業者
  - (5) 「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」の規制
  - (6) 小括(以上、本号)
3. 従来の日本憲法学における有害指定図書の販売規制の「論じ方」
  - (1) 論点の整理
  - (2) これまでの「論じ方」
4. 「指定」と「販売」の区別
  - (1) 対物的な行政行為としての「指定」と、青少年の図書の閲読の自由
  - (2) 「“有害指定図書の”販売」の禁止
  - (3) 「“有害指定図書の”販売」方法の規制
5. おわりに  
(以上、次号(予定))

## 1. はじめに

### (1) 有害指定図書とインターネット

2022年、Twitterではとある出版社の出来事が俄かに話題となった。三才ブックスという出版社の出版した書籍3冊が同年2月にAmazonのホームページ上から削除されたのである。同社がAmazonに問い合わせたところ、鳥取県がそれらの書籍を有害図書に指定したとの回答があったという(以下、指定された図書を「有害指定図書」という)。その

ため同社は鳥取県にも問い合わせるなどしたが納得がいかず、Twitter上でこの出来事について問題提起をした<sup>1</sup>。それが人々の目に留まり、議論が生じたのである。なお、鳥取県側は、指定はその要件を満たす正当なものであり、あくまでAmazonの自主的な判断であるとしている<sup>2</sup>。

その背景にあるのは、鳥取県が2020年10月13日に青少年条例(鳥取県青少年健全育成条例)を改正し、「インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者」に対する有害指定図書の販売などの禁止を明文化したことにある(同条例16条2項)<sup>3</sup>。今回問題となった三才ブックスの3冊は、改正後の令和4年2月4日告示によって個別に有害指定図書へ指定されたものである<sup>4</sup>。鳥取県の指定とAmazonからの削除との間に明確なまたは強い関係があるとは限らない。しかし、三才ブックスの照会に対するAmazonの回答からすれば、インターネットを利用した場合に対する規制を明文化した鳥取県の指定が影響を与えたことは推察される。

俄かに盛り上がり直ぐに熱が冷めるのはSNSの常であるが、現在はこの議論も沈静化している。しかし、一つの自治体の権限行使が全国的(全世界的)な商品流通網に影響を及ぼしたという出来事は、憲法学に対しても決して軽くない衝撃を与えるように思われる。そして、通信販売が日常的となっている現在において、このような出来事は今後また生じる可能性は十分にあり、それに対して適切な憲法論を用意する必要があるだろう。

しかし、この問題について、有害指定図書を語ってきたこれまでの憲法学の「論じ方」で十分に対応できるのだろうか。有害指定図書の販売規制について、憲法学では表現の自由(特に青少年の情報摂取

の自由)を中心に数多くの議論が交わされた。現在ではかつてほどの熱量はないとしても、教科書では必ず言及される古典的な論点である。しかしながら、そこで念頭に置かれていたのは書店における対面販売または自動販売機による非対面販売であった。対面であれ非対面であれ、これらはいずれも「特定の地域で購入しその場で入手する」という点が明確であることにおいては変わりがない。しかし、現在のインターネット上での購入についてはそのような「特定の地域で／その場で」ということ自体が必ずしも自明ではない。インターネットとはどこにあるのだろうか。下関にいる私が、東京に本社があるアマゾンジャパン合同会社から同社サイトにおいて書籍を購入した場合、それは東京で購入したことになるのだろうか。仮にインターネットの購入サイトに書影等の書籍情報をアップすることが自動販売機の収納と同義であるとした場合、Amazonのサイト上にアップ＝収納することはどこの地域にアップ＝収納したことになるのだろうか。インターネットは結局のところ物理的なサーバーコンピュータに依存するのだから、そのデータが納められているサーバーコンピュータが収納場所なのだろうか。そもそも、インターネット上においては何が禁止されているのか。鳥取県は「インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者」としているが、インターネットでの販売について「鳥取県内において」とはどういう意味なのだろうか。アマゾンジャパン合同会社が「鳥取県内において」行為していると言えるのだろうか。結局のところ、かつての議論には、街中に大小の書店や自動販売機があり、インターネットないし通信販売が少なくとも現在ほどには日常的でなかったという時代的制約があるのではないか。そのため、インターネットの在り方を明確にしないままに従来の憲法論議を繰り返すことは妥当ではない。先の出来事は、有害指定図書の販売規制についての議論をそのような時代的制約から解放し現代の文脈において語り直すことを迫っているのである。

## (2) 本稿の目的

この出来事を目にしたとき、私が直感的に抱いたのは先に雑駁に挙げた素朴な疑問であった。これら

の疑問の中には、他の分野において既に解答がなされているものもあるだろう。しかし、憲法学が有害指定図書の販売規制について、インターネット販売の特殊性をも踏まえた上で、対面販売や自動販売機販売を含めて体系的に論じたことは（少なくとも学界において目立つ形では）ないように思われる。

確かに、従来の憲法論議は地域に縛られない普遍的な理論を提示してきたのだからインターネット販売にもそのまま適用できるという意見もあるかもしれない。従来の憲法論議は、有害指定図書の販売規制を表現の自由、特に青少年の情報摂取の自由として論じられてきたのであり、そこには情報の送り手と受け手から成る「市場」の発想があった。その「市場」は地域的限定が必然的なものではない以上、有害指定図書の販売規制についての憲法論議も地域的限定を前提としないものだっただろう。そのため、都道府県の境のない（さらには国境のない）インターネット販売規制も同様に論じればよい、ということかもしれない。しかし、販売方法による差異はないのだろうか。

また、そもそも有害指定図書の“販売”規制は表現の自由で語るべき事柄なのだろうか。素直に商業の自由ないし流通の自由として論じるべきなのではないか。その方が正に「市場」を語ることになるのではないか。これが本稿が主に扱う憲法論における素朴な疑問である。表現活動ではなく商業ないし流通から論じたとき、従来の憲法学が見てきた景色とは異なるものが見えてくるのではないか。先の体系化の第一歩を踏み出す前に、憲法論議の出発点から吟味すべきである。本稿はこの出発点と対面販売という体系的整理への第一歩を内容とするものである。

さて、各都道府県の青少年条例を見ても、青少年による有害指定図書の閲読を禁止する明文規定は存在しない。あくまで条例の建付けは、青少年への販売が禁止されることで、結果として、換言すれば間接的に、青少年が有害指定図書に触れることができなくなる、というものである。確かに青少年にも情報摂取の自由（閲読の自由）が憲法21条1項によって保障されるだろう。しかし、その自由を認めたとされる諸判例である、よど号ハイジャック事件判決（最大判昭和38年6月22日民集37巻5号793頁）およびレペタ事件判決（最大判平成元年3月8

日民集 43 卷 2 号 89 頁) はいずれも、情報受領者の情報摂取を直接に禁止した事案である。果たして、直接か間接かという相違を無視して安易に表現の自由で語っていいのだろうか。また、書物の出版社であれば「表現者」として理解することも可能だが、書籍の流通を担う日本出版販売株式会社などの出版取次や各書店を「表現者」として理解するのは無理があるのではないか。以上のことを踏まえれば、条例の条文を素直に理解し、販売という商業的行為を禁止しているとして憲法 22 条 1 項ないし 29 条が定めるいわゆる経済的自由の問題として議論すべきではないか。

他方で、書籍が情報媒体であることもまた疑いようがない。そしてその販売が禁止されることによって青少年が当該情報に（法的に正当な方法で）アクセスできなくなることもまた事実である。そのため販売規制を表現の自由の問題として論じることも理解できる。しかし、先に述べたように、本稿では商業ないし流通という観点から従来の憲法論議とは異なる「論じ方」を提案し、従来とは異なる景色を探したい。

詳細は本論に委ねるが、結論から言えば、「有害指定図書への指定」と「有害指定図書の販売」とを区別した上で、「指定」において青少年の閲読の自由を問題とし、「販売」において（情報流通のみならず）商品流通および情報流通の自由を問題とする、という「論じ方」を提案する。従来の憲法論議では「“有害指定図書”を販売する」という意識がなかった、という点が重要である。換言すれば、従来の憲法論議では、「“図書”を販売する」自由を想定し販売規制がそれを制約する、という「論じ方」をしてきたように思われる。この「論じ方」では、図書の内容規制、つまり“図書”の範囲を限定することが同時に（商品ないし情報の）流通（販売）を限定することになる。そのため、内容規制に係る（青少年の）閲読の自由の問題と、流通に係る商業の自由および情報流通の自由の問題とが重なる。そして、いわゆる二重の基準論も手伝ってか経済的な自由は重視されず、結局は両問題に現れる表現の自由へと議論は一本化していくのである。確かに、条例の条文上は“有害指定図書への指定によって”当該図書は青少年への販売が禁止されると読めるため、図書の内容規制が即ち流通規制であるとも解される。しか

し両者は必然的な関係にはない。販売は販売であり閲読させることではないのだから、有害指定図書への指定とその販売許可は矛盾しない。有害指定図書への指定と販売規制は別個の問題であり、両者を切り分けて検討することが可能である。そして、青少年の閲読の自由は前者の問題として議論し、後者は“青少年の閲読が禁止されている商品”の流通がどこまで自由なのかという問題として議論することも可能である。つまり、従来憲法論議においては、“有害指定図書”を販売するということへの意識、換言すれば行為の対象である「商品」という「物」への注目が皆無であったため、表現の内容規制と商業ないし流通規制とを区別できていなかった可能性がある。

そこで本稿の目的は、「商品」という販売されまたは流通する「物」に注目し、有害指定図書の販売規制を商業ないし流通の自由として、特に商品流通の自由として経済的自由の中で語る「論じ方」を提案することにある。本稿では対面販売に焦点を絞るが、自動販売機販売およびインターネット販売についても、同様の「論じ方」をいずれ試みたい。本稿では扱えないが、最終的には、有害指定図書の販売規制について、「対面販売／自動販売機販売／インターネット販売」を「商品」の流通という観点から体系的に整理することが目指される。

### (3) 本稿の内容

以上が本稿の背景と目的、そして最終的に目指すところである。本稿ではその第一歩として、有害指定図書への指定とその対面販売規制を検討し、上述の「論じ方」を提案する。

まず初めに、各都道府県の青少年条例およびその有害指定図書に関する規定を参照しながら、「図書販売業者の、青少年に対する、有害指定図書の、販売」の本稿における意味内容を明確にし (2)、従来の憲法学が有害指定図書の販売規制をどのように論じてきたのかを改めて確認し、「指定」と「販売」が混淆している点を批判する (3)。その上で、有害指定図書への指定によって青少年の自由が制約されるのであって、有害指定図書の販売規制はあくまでそのような制約を内在する商品についての流通規制であるとして、「指定」と「販売」を区別する「論じ方」を提案する (4)。

## 2. 各都道府県条例における「図書販売業者の ／青少年に対する／有害指定図書の／販売」

本稿は「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」を検討するものである。そこで本章ではその諸要素である「青少年」「有害指定図書」「販売」「図書販売業者」の各々について、各都道府県の条例の規定を参照しながら、本稿における理解ないし定義を提示した上で、「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」に対する規制の在り方を確認する<sup>5</sup>。

なお、条例の規定を参照するのは、なるべく条例の規定に即した定義を行うためである。厳密には条例の内容は都道府県ごとに異なる可能性があり、有害指定図書の販売規制一般について普遍的に論じることとのギャップがあることは避けられない。本稿ではあくまで有害指定図書の販売規制に関する一定のモデルを想定しており、条例上の定義と一般的な用語の定義とを踏まえ、そのモデルをなるべく現実の条例に近づけるべく全条例を参照しながら定義を行っていること、そのためギャップは存在しうることを予め断っておく。

### (1) 青少年

まず、表1を参照して「青少年」について確認する。表1を見ると、その健全な成長を阻害するが故に「有害指定図書」から切り離される主体について、大多数の条例は「青少年」という語を用いている。例外は、「子ども」（長野県）、「少年」（長崎県、熊本県）である。本稿では、憲法学で使い慣らされていることにも鑑みて大多数の例に倣い「青少年」という語を用いることとする。

その「青少年」の定義について、「18歳未満」としている点はすべての条例に共通である。しかし、第一に年齢の下限について「6歳以上」（岩手県、秋田県、滋賀県、愛媛県、鹿児島県）または「小学校就学から」（千葉県、石川県、福井県、山口県、熊本県（一部））とする条例もある。第二に、「婚姻した者（婚姻によって成年に達したとみなされる者）」や「民法その他の法令によって成年とみなされる者」を除外する条例も半数近くある（北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県（女子のみ）、神奈川県、

富山県（女子のみ）、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県（女子のみ）、京都府、兵庫県、奈良県、山口県（女子のみ）、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県の19道府県）。したがって、「青少年」といってもその内容は条例によって多少の差がある。

本稿では、個々の条例について検討するのではなく、「有害指定図書」の販売規制一般についての憲法学上の「論じ方」を批判的に検討するものである。そのため、「青少年」の定義については、条例によって多少の差異があっても、すべての条例に共通する「18歳未満の者」として理解すれば足りるだろう。

### (2) 図書の類型

次に、「図書」について確認する。先に結論から述べると、青少年条例を概観すると「図書」について以下のような類型化が可能である。

図書	推奨図書		
	非推奨図書	有害指定図書 (有害図書)	個別指定図書
			包括指定図書
	非有害指定図書	未指定有害図書	その他の図書
その他の図書			

この類型化について表2-1、表2-2および表2-3を参照して順に説明していく。

#### (ア) 図書

まず、「図書」であるが、有害図書制度のない長野県を除き、各都道府県の条例では「図書類」または「図書等」という用語によって「書籍、雑誌、その他の出版物」だけでなく、図画、写真、映画フィルム、録画テープ、録音テープ、磁気ディスクなど様々な表現物および情報記録媒体を含めている。本稿では、「書籍、雑誌、その他の出版物」に焦点を当てて検討するため、「書籍、雑誌、その他の出版物」を指すものとして「図書」という用語を用いることにする。

#### (イ) 推奨図書

その図書には内容に応じて様々なものが想定され、それに従って条例の規律内容が異なっている。まず、図書の中には、青少年の健全な育成にとって

有益であるとして知事が推奨できる図書がある。これは「優良図書」と呼ばれることが多いが、必ずしもそのような名称のみが用いられているわけでもないため、本稿では「推奨図書」という語を用いることとする。推奨図書の規定は大多数の条例にあるが、いくつかの条例にはそのような規定は見られない（北海道、岩手県、山形県、神奈川県、富山県、山梨県、愛知県、大阪府、愛媛県）。しかし、表 2-1 に記載したように、有害指定図書制度のない長野県を含め、条例に推奨図書の規定がない道府県においても図書推奨事業を行っていることがある。また、本稿ではこれ以上深く探求しないが、明確に事業としては行っていない場合でも、読書感想文コンクールの課題図書など何らかの形で、事実上図書の推奨を行っている場合もあろう。

いずれにせよ、条例上の図書の中に推奨図書という類型がある（場合がある）と考えることは可能である。

#### (ウ) 有害指定図書

そのような推奨図書以外の図書を「非推奨図書」とすると、いわゆる「有害図書」はその中的一部分である。表 2-2 は「未指定有害図書」と「有害指定図書」に分けているが、一般に「有害図書」と呼ばれているのは後者の「有害指定図書」である。一般に「有害図書」と呼ばれているものの、本稿では「有害指定図書」という語を用いることとする。先にこの「有害指定図書」について説明する。

「有害指定図書」は、一定の方法によって「有害」または「不適當」であると指定された図書であるが、おおよそ、①知事がその有害性を判断して個々に指定した「個別指定図書」、②一定の要件を満たすものとして一般に指定された「包括指定図書」、③知事が指定した自主規制団体が指定する「団体指定図書」の 3 種類がある。

まず①の条件について各条例を見ると、(i)「著しく青少年の性的感情を刺激する（おそれがある）」「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長する（おそれがある）」「著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長する（おそれがある）」のいずれか、かつ(ii)そのような内容によって青少年の健全な育成を阻害する（おそれ）という条件が、多少の相違はあれ、共通することが分かる。

次に②の条件について各条例を見ると、これについては条例によって異なるが、いずれにおいても猥褻な内容などを一定量含む図書類を指定している点は共通する。なお、有害図書制度のある条例のうち、東京都には包括指定図書の制度が存在しない。

最後に③について各条例を見ると、知事が指定した団体が「青少年の視聴等を不適當」とした場合にそれを有害指定図書とする点がおおよその共通点である。この団体指定図書の制度は、有害図書制度のある 46 都道府県のうち、18 都県（青森県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、愛媛県、大分県）以外で採用されている。この指定団体であるが、コンピュータソフトウェア倫理機構（ソフ倫）やコンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）、一般社団法人日本映像倫理審査機構（日映審）が主である。ここからも推察されるが、団体指定のメインは映像関係である。また、北海道のように条例の中には図書以外について団体指定の制度を定めているものもある。そのため本稿では団体指定図書は基本的に考慮外に置く。

なお、指定にはもう一つ「緊急指定」もあるが、議論が拡散するため本稿では扱わない。

#### (エ) 未指定有害図書

後述のように、青少年に対する販売が禁止されるのは「有害指定図書」である。有害指定図書は一般に「有害図書」と呼ばれているが、(ウ)の説明からわかるように、青少年に閲読させたり青少年に販売することが法的に禁止されるのは、単にその内容が「有害」または「不適當」であるだけでは不十分であり、知事や団体の指定が必要である。包括指定についてもそれを指定の束と解すれば観念的にはあるが指定が介在している。

したがって、「非有害指定図書」の中には、①内容的には有害指定図書であるが指定がされていない図書、②内容的には有害指定図書に至らないが一定の有害性がある図書、③その他の図書というものが含まれている。本稿では、①および②を有害だが指定に至っていないという意味で「未指定有害図書」と呼ぶ。

未指定有害図書について補足しよう。表 2-2 の左

側が「未指定有害図書」についての規定である。それを見ると、第一に、個別指定図書と内容上は同等の条件でありながら青少年への販売などをしないことが努力義務になっている条例があることが分かる（熊本県など）。これが①の「未指定有害図書」である。「有害指定図書」として未成年者に閲覧させたり販売することなどが禁止されるのは内容だけでなく「指定」も必要であると先に述べたが、このことは①の「未指定有害図書」の存在からも明らかなのである。なお、指定だけで当該図書の閲覧・販売などの禁止がされるわけではない。有害指定図書について「何人」の閲覧などを禁止している県もあれば（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県など）、努力義務にとどめている県もある（山形県、富山県、愛知県など）。何にせよ、禁止には、内容だけでなく指定も必要である。指定と禁止に関しては指定された図書について「何人」に関する義務が条例によって異なる点が検討を複雑にするが、これについては現時点での見解として後述する(4)。第二に、個別指定図書の条件である「著しく」という文言が抜けた「青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害する（おそれがある）」、「青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害する（おそれがある）」、「青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害する（おそれがある）」という内容の図書があることがわかる（京都府など）。これが②の「未指定有害図書」である。これらの「未指定有害図書」は青少年への販売などをしないことが努力義務となるような種類の図書として規定されていることが多い。なお、条例を見るとそのような努力義務が課される図書としては他に、神奈川県の団体表示図書（13条）や岡山県の自主規制団体が「好ましくない」と認め表示した図書（11条の2第5号）、表2-3でまとめた東京都の「表示図書類」（9条の2）がある。これらも未指定有害図書の一種と理解できるかもしれない。

### （オ）本稿で検討する図書

以上の「推奨図書」「有害指定図書」「未指定有害図書」以外の図書が「その他の図書」であり、これについて青少年条例は何らの規律もしていない。こうして、図書についての先の諸類型を設定できるの

である。

本稿では青少年への販売禁止についての憲法学的分析を検討することに焦点を当てているため、本稿で扱うのは「有害指定図書」である。したがって、以下では「有害指定図書」、つまり「その内容の有害性または不適當性ゆえに何らかの方法で指定された書籍、雑誌、その他の出版物」を念頭に置いて論を進める。

### （3）販売

青少年条例はこのような有害指定図書について、青少年への「販売など」を禁止している。「販売など」の具体的な内容は各都道府県によって多少異なるが、表3-1を見ると、「販売（売買）、頒布、贈与、貸与、閲覧、交換、視聴、聴取」がおおよそその条例で共通する内容である。それらに加えて「入手させる」ことを禁止している条例もある（青森県、鳥取県）。また、条例の中には「譲渡」の制限を定めているものもある。このうち「図書販売業者」による「販売」ではなく「譲渡」を禁止しているのは三重県だけである。また、「図書販売業者」について「販売」とともに「譲渡」を禁止しているのが福島県および高知県であるが、両者で規定の仕方が異なり、福島県は「販売し、譲渡し……てはならない」と両者を並列しているが、高知県では「販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない」と販売の結果として譲渡があるように読める規定の仕方をしている。

以上のことを踏まえて「販売」の内容について検討する。まず、各都道府県条例において「販売」自体の定義は存在しない。また、判例検索サービスで検索した範囲において、「販売」が直接問題となりその意味内容が明確に示されたものはない<sup>6</sup>。そのため、「販売」という語の一般的な理解からその内容を把握するという方法をとる。

まず、『法律用語辞典』では「販売」について次のように説明されている。

売ること、売りさばくこと。対価を得て財産権を他の者に移転することをいうが、単発的、偶発的な売買行為ではなく、営業又は事業として反復継続的に行われる場合に用いられる<sup>7</sup>。

また、『法律学小辞典』では、刑法上の用語ではあるが次のように「販売」の意義が説明されている。

刑法で問題になる販売は、あへん煙に関する罪〔刑136～140〕におけるあへん煙・吸食器などの販売〔刑136・137〕であり、これらの者を不特定の人又は多数の人に対し、有償で譲渡することをいう。特定人に有償で譲渡しても販売に当たらないが、反復の意思で有償譲渡が行われる以上は、1回の行為でも販売である。なお、販売については、民法上の売買と違って、単に売買契約の締結だけでは足りず、現実的に物の引き渡しが行われる必要があると解されている<sup>8</sup>。

両辞典の説明に鑑みると、「販売＝図書販売業者による引き渡し（入手させること）」では不十分であり、「有償であること」および「反復継続性（少なくとも反復の意思）」が必要であろう。「営業性・事業性」については、『法令用語辞典』によると「営利目的があるかどうかを問わず」と言い換えられている<sup>9</sup>。本稿で検討する「販売」の主体たる「図書販売業者」は営業として行っていることがほとんどであろうが、「業とする」は必ずしも営業のみを含まないとの解釈もある<sup>10</sup>。いずれにせよ、主体自体が「営業性・事業性」を含んでいる。また、刑法上の定義には「営業性・事業性」は現れていない。そこで本稿では、この要素はカッコで括弧することとする。

「販売」の意味について、それを民法上の売買契約の締結として理解し、「引き渡し（入手させること）」まで含めないとの理解もありうる。しかし、後述のように販売禁止については刑事罰も科されるため、『法律学小辞典』に記載された刑法上の「販売」概念が適切であろう。したがって、「引き渡し（入手させること）」も含めるべきであろう。確かに各条例の制定過程まで厳密に調べた場合、「販売」と規定する条例でも「引き渡し（入手させること）」を含めていない可能性はある。しかし本稿では刑事罰が科される禁止条項であることを重視し、有害指定図書の販売規制モデルとしては「引き渡し（入手させること）」を含めて定義することにする。「販売による引き渡し（入手させること）」を明文で禁止している条例については、物の現実的引渡しが構成要件であることを確認する意味合いだと解釈可能で

ある。なお、「販売」と「譲渡」を並列的に禁止する福島県の規定については、「譲渡」は有償・無償を問わない権利や財産などの移転と解されること<sup>11</sup>、他の条例の中には「図書販売業者」による「贈与」を禁止しているものもあることに鑑みると、そこでの「譲渡」は有償の「販売」とは異なる無償の「贈与」の意味合いだと解することは可能だろう。さらに、三重県は「譲渡」のみを定めているが、その中に「販売」も含めていると解してよいだろう。

このような禁止される「販売」に該当するためには、「反復継続性」が必要であるため、有害指定図書の「販売」規制を受けるのは「図書販売業者」が典型例であると解される。反復継続性が限らずでもない「何人」については「販売」ではなく「譲渡」が規制される（努力義務）というのが都道府県条例の傾向であるが（例えば、和歌山県、鳥取県）、それは以上の「販売」の理解と整合的であろう。

なお、「愛媛県青少年保護条例の解説」では、「販売」の定義はないものの関係法令として刑法175条を挙げている<sup>12</sup>。これはわいせつ物頒布等罪の規定だが、ここで「頒布」は有償・無償を問わず、不特定または多数の人に交付することである。そして、有償の頒布を「販売」と解することが可能である<sup>13</sup>。このことは本稿の解釈の妥当性を多少は裏付けるだろう。

以上より、「販売」禁止規定が刑事法規であることも踏まえて「販売」を定義すると、「販売」とは「(営業又は事業として)反復継続的に、有償で(対価を得て)、他人に、ある物を、譲渡する(入手させる)こと」である。もちろん、この定義によって都道府県条例の規定をすべて整合的に説明できるわけではない。しかし、個々の条例の解釈ではなく、有害指定図書の販売規制一般についての「論じ方」を検討する本稿においては、一般的な定義をしなければ議論が明確にならない。本稿ではこの定義がすべての都道府県条例を説明しきるものではないことを承知の上で、各条例に可能な限り整合的でありなおかつ一般的な理解にも沿う定義として、これを提示したにとどまる。

また、本稿では、後述のように典型例である書店などの営利企業による販売を念頭に置くため、「営業として」行うものを想定する。

#### (4) 図書販売業者

最後に、「図書販売業者」である。各都道府県条例を見ると、「図書類の販売、交換又は貸付けを業とする者」を「図書類販売業者」としている新潟県条例（17条3項）のように、一定の定義をしている条例も存在するが、本稿との関係では「図書」の「販売」などを業としている者と理解すれば十分であろう。

これに該当する業者は多様であろうが、本稿では分かりやすさの観点から典型例である「書店（書籍小売店）」を念頭に置くこととする。

#### (5) 「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」の規制

以上をまとめると、「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」とは、「書店などが、18歳未満の者に対して、知事による個別指定などを受けた有害指定図書を、（営業又は事業として）反復継続的に有償で（対価を得て）引き渡す（入手させる）こと」である。そして本稿では「営業として」行う「販売」を想定することとした。

各都道府県条例ではこのような意味での「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」が禁止されている。他方、第一に、表2-1を見ると、未指定有害図書の場合には販売などが努力義務とされ禁止にまでは至らない傾向にあり、第二に、表3-1を見ると、有害指定図書であったとしても図書販売業者以外については販売などが努力義務となる傾向にあることが分かる。したがって、一般に「有害図書の販売規制」といわれるものも、販売が禁止されているのは単に有害性のある図書ではなく指定をされた有害指定図書であり、なおかつ図書販売業者がそれを販売する場合に限られていることが一般的であろう。さらにいえば、先の「販売」の定義が正しければ、単に売買契約を締結するのではなく、青少年に現に有害指定図書を手渡すことが禁止されると解される。

このような販売規制に対しては、有害指定図書の制度のあるすべての条例において罰則が定められており、刑の種類や重さは都道府県によって異なるが、30万円以下の罰金刑がおおよその相場である。また、鳥取県や岡山県には常習犯の規定がある。なお、販売規制については、単に未成年であることを知ら

ないだけでは刑罰を免れず、過失なく知らなかったことが必要であるという明文規定を定めている条例が半数近くに上る（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、愛知県、滋賀県、京都府、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、高知県、長崎県、大分県、沖縄県の21都府県）。

また、有害指定図書はその販売が禁止されるだけでなく、ほとんどの条例でその販売方法に対しても規制を定めている（表3-1）。その規制内容も都道府県によって様々であるが、おおよそ共通するのは、「他の図書類と区分して陳列すること」および「有害指定図書であることの表示（掲示）」の義務であり（島根県は努力義務に留まる）、これに加えて「包装」の義務を定めている条例もある（東京都、石川県、山梨県、愛知県）。また、年齢確認義務を定めている条例もある（三重県、和歌山県）。なお、和歌山県は年齢確認書類の提示義務も定めている（条例15条3項・14条3項）。もっとも、区分陳列義務および有害指定図書表示義務の両方またはいずれかについて、青少年の立ち入りが禁止されている場所における例外を定めている条例がある（福島県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県（包装義務についても）、兵庫県、岡山県、大分県）。このような販売方法規制に対しては、ほとんどの条例がその実効性確保手段として知事による勧告（要請、指導）を定めている。さらに、多くの条例ではその勧告に従わない場合の「公表」、「命令」または「警告」を定めているほか、命令や警告違反に対して罰則を科している条例もある。その場合の刑の種類や重さは販売規制と同様に自治体によって異なるが、やはり30万円以下の罰金刑が多い。

このような義務に加えて、販売方法規制については、通行人など店の外部から見えなくすることを努力義務として条例で定めている県もある（山形県、茨城県、神奈川県、山梨県）。

なお、表3-2で示したように、罰則については、有害指定図書制度のない長野県以外のすべての条例で法人との両罰規定が、ほとんどの条例で青少年に対する適用除外規定が存在する。

#### (6) 小括

以上、本章では、各都道府県条例の規定を参照し

ながら、本稿で検討すべき「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」の意味内容を明確にし、それに対してどのような規制が及んでいるかを確認した。

繰り返すが、一般に「有害図書の販売規制」と呼ばれるものを、本稿では、「書店などが、18歳未満の者に対して、知事による個別指定などを受けた有害指定図書を、（営業又は事業として）反復継続的に有償で（対価を得て）引き渡す（入手させる）こと」に対する禁止とそれに対する罰則による実効性確保の制度とし、さらにはそのような「販売」の方法に対する一定の義務付けとそれに対する勧告・公表・命令・罰則などによる実効性確保の制度と理解する。確かに「販売」についてはその禁止が刑罰法規であること及び書店などの営利企業を念頭に置くことに鑑みて狭く定義したが、少なくともそのように厳密に理解することが不当とまでは言えないだろう。

従来の憲法学においては、まず「図書」の分類を本稿のように細かく分析してこなかったと思われる。しかし実際の条例を見れば、いわば「図書の法的地位」に応じて推奨され（推奨図書）、一般人も含めて一定の努力義務が課され（未指定有害図書）、

図書販売業者に対して販売禁止などの規制が及ぶ（有害指定図書）のである。また、「販売」とは何かについて、そして「図書販売業者」とは何かについても厳密な検討はなされてこなかった。これらの点についてさほど明確にしないままに、憲法学は「有害図書の販売規制」を論じてきたのである。そのような方法では議論の明瞭性が欠ける可能性があることから、本稿では多少は雑駁に済ませた点もあるが、なるべく現在の各都道府県条例の規定ぶりを見ながら、「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」の意味内容の画定を行った。

次章では、このような「図書販売業者の青少年に対する有害指定図書の販売」を念頭に置きつつ、従来の憲法学が有害指定図書の制度についてどのような議論を展開してきたのかを整理する。本稿ではあくまでこれまでの表現の自由にはほぼ傾倒していた憲法学の「論じ方」を批判し別の「論じ方」を提案するものであるから、その議論の詳細および結論の吟味にまでは踏み込まず、大まかな傾向を指摘し、表現の自由の偏重傾向において「販売」の有する営利性ないし「有害指定図書」の「商品」としての側面が忘却されていることを指摘するに留める。

（（下）に続く）

（表1）青少年条例の名称と青少年の定義（2023年5月1日時点）

※「(1)」は号とし、漢数字をアラビア数字に変更した箇所がある。略した条項は記載していない。

都道府県	名称	青少年の定義
北海道	北海道青少年健全育成条例	第14条1項1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
青森	青森県青少年健全育成条例	第11条1項 この章以下（第5章を除く。）において「青少年」とは、18歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。
岩手	青少年のための環境浄化に関する条例	第2条1号 青少年 6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
宮城	青少年健全育成条例	第14条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
秋田	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	第6条1号 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。
山形	山形県青少年健全育成条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
福島	福島県青少年健全育成条例	第14条1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
茨城	茨城県青少年の健全育成等に関する条例	第13条1号 青少年 18歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く。）をいう。
栃木	栃木県青少年健全育成条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
群馬	群馬県青少年健全育成条例	第12条1号 青少年 18歳未満の者をいう。 ※第1章（第29条を除く。）、第2章、第6章及び第7章において
埼玉	埼玉県青少年健全育成条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
千葉	千葉県青少年健全育成条例	第6条1号 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。
東京	東京都青少年の健全な育成に関する条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
神奈川	神奈川県青少年保護育成条例	第7条1号 青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

新潟	新潟県青少年健全育成条例	第14条1号 青少年 18歳に達するまでの者をいう。
富山	富山県青少年健全育成条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者（婚姻した女子を除く。）をいう。
石川	いしかわ子ども総合条例	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 18歳未満の者をいう。 二 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 三 青少年 乳幼児以外の子どもをいう。 四～五 (略)
福井	福井県青少年愛護条例	第5条1号 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（民法……の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
山梨	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例	第4条1号 青少年 満18歳に満たない者をいう。
長野	長野県子どもを性被害から守るための条例	第3条1項 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
岐阜	岐阜県青少年健全育成条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者（法律によつて成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
静岡	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	第3条1号 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。
愛知	愛知県青少年保護育成条例	第4条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
三重	三重県青少年健全育成条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
滋賀	滋賀県青少年の健全育成に関する条例	第10条 凶書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、 <u>青少年（6歳以上18歳未満の者をいい、婚姻した女子を除く。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</u>
京都	青少年の健全な育成に関する条例	第12条1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。

大阪	大阪府青少年健全育成条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
兵庫	青少年愛護条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
奈良	奈良県青少年の健全育成に関する条例	第17条1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。）をいう。
和歌山	和歌山県青少年健全育成条例	第8条1号 青少年 18歳に達するまでの者をいう。
鳥取	鳥取県青少年健全育成条例	第10条1項 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者をいう。
島根	島根県青少年の健全な育成に関する条例	第4条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
岡山	岡山県青少年健全育成条例	第2条1号 青少年 満18歳に満たない者をいう。
広島	広島県青少年健全育成条例	第15条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
山口	山口県青少年健全育成条例	第4条1項 この条例で「青少年」とは、満18歳に達するまでの者（小学校就学の始期に達するまでの者及び女子であつて配偶者のあ る者を除く。）をいう。
徳島	徳島県青少年健全育成条例	第5条1号 青少年 18歳に満たない者をいう。 ※第1章、第2章及び第6章において
香川	香川県青少年保護育成条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
愛媛	愛媛県青少年保護条例	第3条1項 この条例において「青少年」とは、6歳以上18歳未満の者をいう。
高知	高知県青少年保護育成条例	第7条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
福岡	福岡県青少年健全育成条例	第2条1号 青少年 18歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有するとされる者を除く。）をいう。
佐賀	佐賀県青少年健全育成条例	第8条1号 青少年 18歳未満の者をいう。

長崎	長崎県青少年保護育成条例	第2条1号 少年 18歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。
熊本	熊本県青少年保護育成条例	第4条1号 少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。ただし、第18条の2、第18条の3及び第18条の4においては、18歳に満たない者をいう。
大分	青少年の健全な育成に関する条例	第3条1号 青少年 18歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。
宮崎	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例	第10条1号 青少年 18歳未満の者をいう。
鹿児島	鹿児島県青少年保護育成条例	第4条1号 青少年 6歳から18歳に達するまでの者（婚姻した者を除く。）をいう。
沖縄	沖縄県青少年保護育成条例	第5条1号 青少年 18歳に満たない者をいう。

(表2-1) 図書類の諸類型① (2023年5月1日時点)

※「(1)」は号とし、漢数字をアラビア数字に変更した箇所がある。略した条項は記載していない。

都道府県	図書(類)	推奨図書
北海道	14条1項5号 図書類 図書類書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条第1項第2号において同じ。）その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。	なし ※（公財）北海道青少年育成協会が、「北海道青少年のための200冊」を選定の上、目録等を作成しており、北海道もそれを広報している。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/koho/kouhou-shiryou/125746.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/koho/kouhou-shiryou/125746.html</a>
青森	第11条2項1号 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声記録されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声再生するもの	第25条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとつて特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。
岩手	第2条3号 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真をいう。	なし
宮城	第14条4号 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録音テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。	第8条 知事は、青少年の健全な育成を図る上で特にすぐれている映画、演劇、書籍等を推奨することができる。



東京	第2条2号 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。	第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めると認めるものを推奨することができる。 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの 二～三 (略)
神奈川	第7条4号 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。	なし ※神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書事業は存在する
新潟	第14条5号 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真（絵画又は写真を印刷したものを含む。）、映画フィルム、スライドフィルム並びに映像等記録媒体（ビデオテープ、録音テープ、フロッピーディスク、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。	第13条 知事は、興行、図書、がん具、放送等で、その内容が青少年の健全な育成を図るうえで特に有益であると認められるものを推奨することができる。
富山	第3条5号 図書等 書籍、雑誌その他の文書、図画、写真及び映写用の映画フィルム、スライド、テープ、録音盤、光ディスクその他の音声又は映像が記録されているもので機器を使用して当該音声又は映像が再生されるものをいう。	なし
石川	第38条2号 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録音テープ、録音盤、録画テープ、録画盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。）をいう。	第37条1項 知事は、図書等（次条第二号に規定する図書等をいう。）、映画及び演劇について、その内容が子どもの健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
福井	第5条4号 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真および彫刻ならびにレコード、録音テープ、映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の音声または映像が記録されているものならびにこれらに類するものをいう。	第9条 知事は、興行または図書等の内容が、青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
山梨	第4条3号 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録音盤又は録画テープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体をいう。	なし

長野	—	※社会福祉審議会児童福祉専門分科会図書審査部会による推薦図書事業はある
岐阜	第2条4号 図書類 書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声記録された物をいう。	第8条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
静岡	第3条4号 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロップディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体をいう。	第7条第1項 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
愛知	第6条1項柱書 知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物（以下「図書類」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。	なし ※愛知県及び愛知県青少年育成県民会議が、毎年10月の強調月間を中心として、「青少年によい本をすすめる県民運動」に取り組んでいる。
三重	第3条4号 図書類 書籍、雑誌、図画その他の出版物、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、録音盤、ビデオテープ、録音テープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロップディスクその他の映像又は音声記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリ並びにこれらに類するものをいう。	第9条の3 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
滋賀	第3条2号 図書等 書籍、雑誌、ちらしその他の印刷物、図画、写真、フィルムおよび録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式による記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。	第8条 知事は、図書等、興行およびがん具等でその内容が青少年の健全な育成を図るうえで有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
京都	第12条2号 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。	第10条 知事は、書籍、映画、演劇及びこれらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえで特に有益であると認められるものを推奨することができる。
大阪	第3条2号 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。	なし

兵庫	第2条4号 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。	第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
奈良	第17条4号 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、デジタルパーサタイルディスク、録音テープ、録音ディスク、フロッピーディスクその他電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びにこれらに類するものをいう。 ※この章及び次章において	第15条1項 知事は、次の各号に掲げるもので、青少年を健全に育成するうえに有益であると認められるものを、推奨することができる。 一 映画、演劇等でその内容が特に優れていると認められるもの 二 書籍、雑誌等でその内容が特に優れていると認められるもの
和歌山	第8条4号 図書等 書籍、雑誌その他の出版物、図画、写真、記録媒体（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）であつて音声、映像又はコンピュータ用のプログラム若しくはデータが記録されたもの、映画フィルム、スライドフィルム及びこれらに類するものをいう。	第6条 知事は、映画、演劇、音楽、書籍、遊具その他これらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
鳥取	第10条2項 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録音テープ、録音盤、録音テープ、録音盤、ゲームソフト（専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物）その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。	第8条 知事は、図書、映画、演劇等でその内容が青少年の健全な成長に資すると認められるものを推奨することができる。
島根	第4条3号 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、写真及びこれらに類するもの並びに映画フィルム、録音テープ、録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。	第5条 知事は、図書類、玩具類又は興行で、その内容が特に青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
岡山	第2条3号 図書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第十条第三項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。	第7条 知事は、図書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。
広島	第15条2号 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。	第13条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

山口	<p>第4条4項 この条例で「図書類」とは、図書（図画、写真及び雑誌その他の刊行物を含む。第6条第4項第1号、第6条の2第3項及び第6条の4第1項において同じ。）及び音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の音又は影像が固定されている物をいう。</p>	<p>第3条 県は、次に掲げる事項につき、必要な施策を実施するように努めるものとする。 4 青少年の健全な育成に寄与する映画、図書等の推薦 ※1～3、5～6（略）</p>
徳島	<p>第5条4号 図書類 書籍、雑誌、トランプ、手帳その他の刊行物、絵画、写真及び映写用のフィルム、録音テープ、フロppyディスク、ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。 ※第1章、第2章及び第6章において</p>	<p>第5条の2 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認められるときは、これを推奨することができる。</p>
香川	<p>第2条4号 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真並びにテープ（録音又は録画済みのものに限る。）、録音盤、ビデオディスク、映写用の映画フィルム及びスライドフィルムその他の映像又は音声記録されている物をいう。</p>	<p>第5条 知事は、次に掲げるもので、青少年を健全に育成する上に有益であると認められるものを推奨することができる。 (1)（略） (2) 図書等で、その内容が特に優れていると認められるもの</p>
愛媛	<p>第5条1項 何人も、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、スライド用フィルム及びビデオテープ、ビデオディスク、レコード、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声を再生することができるもの（以下「図書類等」という。）の内容が、前条第1項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせ、又は販売し、配布し、贈与し、若しくは貸し付けないようになさなければならない。</p>	<p>なし</p>
高知	<p>第7条3号 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵及び写真（印刷されたものを含む。）、映画フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録画盤、フロppyディスク、シー・ディー・ロム、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものその他これらに類するものをいう。</p>	<p>第24条 知事は、図書類、興行等で、その内容等が青少年の健全な育成を図るうえで特に優れていると認められるものを推奨することができる。</p>
福岡	<p>第2条3号 図書類 図書、雑誌その他の刊行物、図画、写真及びレコード並びに録音テープ、録画テープ、コンパクトディスク、フロppyディスク、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の磁気、光又は半導体を用いて符号、音響又は映像が記録されているテープディスク等の媒体であって機器を使用して当該符号、音響又は映像が再生されるもの（以下「電磁気等記録媒体」という。）をいう。</p>	<p>第10条1項 知事は、図書類、興行又はがん具類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認められるものを推奨することができる。</p>

佐賀	第8条4号 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、録画盤、録音テープ、録音盤、録音ディスク、フロップディスク、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。	第6条 知事は、映画、演劇、書籍、雑誌その他これらに類するもので、その内容が、青少年を健全に育成するうえで特に優れていると認められるものを推奨することができる。
長崎	第2条4号 図書類 書籍、図画、雑誌その他の刊行物及び写真、スライドフィルム並びに録音盤、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク、光ディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。	なし ※「長崎県の子どもにすすめる本500選」事業は行っている模様
熊本	第4条4号 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真、映画フィルム若しくはスライドフィルム又は録音盤、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体をいう。	第5条1項 知事は、次の各号に掲げるもので、少年を健全に育成するうえで有益であると認められるものを推奨することができる。 (1) 興行で、その内容が特にすぐれているもの (2) 図書等で、その内容が特にすぐれているもの
大分	第3条5号 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。	第14条1項 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
宮崎	第10条2号 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、写真及びビデオテープ、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの（第13条第2項及び第16条の5において「ビデオテープ等」という。）をいう。	第8条 知事は、青少年の健全な育成を図る上で特にすぐれている映画、演劇、書籍等を推奨することができる。
鹿児島	第4条3号 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、映写用フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録音盤、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。	第5条1項 知事は、映画、演劇、書籍等の内容が青少年の健全な育成上特に有益であると認めるときは、当該映画、演劇、書籍等を推奨することができる。
沖縄	第5条4号 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、図画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音盤、録音テープ、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声記録されているもの並びにこれらに類するものをいう。	第6条1項 知事は、興行、図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

(表 2-2) 図書類の諸類型② (2023年5月1日時点)

※漢数字をアラビア数字に変更した箇所がある。略した条項は記載していない。

都道府県	未指定有害図書等についての義務	有害指定図書
北海道	<p>第17条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。</p>	<p>第16条1項 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。 (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの (2) 録音テープ、録音盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの（以下この号において「録音テープ等」という。）であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録音テープ等の倫理上の審査を行う団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたもの (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの</p>
青森	<p>第13条 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないよう努めなければならない。 一 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの 二 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの</p>	<p>第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。 (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの 第13条 次に掲げる図書類は、前条第1項の規定により指定された図書類とみなす。 (1) 書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が総ページの3分の1以上を占めるもの (2) 映像又は音声記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を描写した場面で規則で定めるものが総ページの3分の1以上を占め、又はその描写の時間が合わせて3分を超えるもの</p>

岩手		<p>第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかにか該当すると認めるときは、当該図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定することができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴な行為又は残虐な行為を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 前項第1号又は第2号に該当する図書類のうち、次の各号のいずれかにか該当する図画又は写真で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が10ページ以上又は総ページの10分の1以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。</p> <p>(1) 全裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態を表現した図画又は写真</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為を表現した図画又は写真</p> <p>(3) ごうかんその他の陵辱行為、排泄の姿態等人間の尊厳を害し、又は人格を著しく傷つけるおそれのある図画又は写真</p> <p>第10条の2 前条第1項第1号又は第2号に該当するテープ類（音声のみが記録されているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかにか該当する場面で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの若しくは当該場面の数が10場面以上若しくは総場面数の10分の1以上を占めるもの又はテープ類の製作若しくは販売を行う者が構成する団体が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適當としたものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。</p> <p>(1) 全裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態を表現した場面</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為を表現した場面</p> <p>(3) ごうかんその他の陵辱行為、排泄の姿態等人間の尊厳を害し、又は人格を著しく傷つけるおそれのある場面</p>
宮城	<p>第15条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう自主的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。</p> <p>一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの五分の一以上を占めるもの</p> <p>二 映像等記録媒体（音声のみが記録されているものを除く。）であつて、全裸、半裸若しくはこれらに</p>

		<p>近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して三分を超えるもの（映像は連続しないが、音声は連続する等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間（当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。）が三分を超えるものを含む。）</p> <p>三 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者が構成する<b>団体</b>で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を<b>不適当</b>としたもの</p>
<p>秋田</p>	<p>第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。</p> <p>一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>三 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。</p> <p>一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。）の数が二十以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分の一以上であるもの</p> <p>二 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの</p> <p>三 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが<b>適当でない</b>と認められたもの</p>
<p>山形</p>		<p>第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第8条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。</p>

	<p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する写真等」という。）を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20 ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌の総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する場面」という。）の時間が合わせて3分を超えるもの</p> <p>(3) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する<b>団体</b>で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を<b>不適当</b>としたもの（17歳未満の者のみを対象として、その視聴を不適当としたものを除く。）</p>
<p>福島</p>	<p>第17条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの</p> <p>第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数（表紙を含む。以下この号において同じ。）が20ページ以上のもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないことを除く。）又ははページの総数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの（当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないことを除く。）又はは連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声は連続する等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを</p>

茨城	<p>第14条 興行を主催する者若しくは興行場……を経営する者……、図書等の販売若しくは貸付けを業とする者又は広告主若しくは広告物の管理者は、興行、図書等又は屋外若しくは屋内で公衆に表示された広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該興行を青少年に観覧させ、当該図書等を青少年に販売、頒布、贈与、交換若しくは貸付け（以下「販売等」という。）をし、若しくは観覧、視聴若しくは聴取をさせないよう、又は当該広告物の除去若しくは内容の変更をするよう努めなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(4) <u>青少年の心身の健康を自ら害し、若しくはこれを助長し、これを害する行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p>	<p>含む。)</p> <p>(3) <u>図書類の内容についての審査を行う団体</u>で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不当と認めた図書類であつて、当該<u>団体</u>が定める方法によりその旨が表示されているもの</p> <p>第16条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書を有害図書等として指定することができる。</p> <p>(1) <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(4) <u>著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書等は、前項の規定による指定があつたものとみなす。ただし、その内容が主として好色的興味に訴えるものでないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>書籍又は雑誌であつて、別表で定める姿態又は行為（陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下この項及び次条第4項において同じ。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占め、又は20ページ以上のもの</u></p> <p>(2) <u>別表で定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵（これらを印刷したものを含む。）</u></p> <p>(3) <u>ビデオテープ又はビデオディスクであつて、別表で定める姿態又は行為を被写体とした映像が合わせて3分を超えるもの</u></p>
栃木	<p>第14条 図書類の販売又は貸付けを業とする者（図書類を交換し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることを業とする者を含む。以下「図書類の取扱業者」という。）は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p>	<p>第22条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。ただし、緊急を要する場合、あらかじめ、審議会の意見を聴くいとまがないときは、審議会の構成員のうち2名以上の意見を聴いて、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1) <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) <u>書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいかな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいかな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で</u></p>

		<p>定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が、20 ページ以上又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの</p> <p>(3) 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、図書類の取扱業者の組織する<b>団体</b>等が青少年が閲覧し、視聴し、又は聴取することが<b>不適当</b>であると認めたと旨の表示で、知事が審議会の意見を聴いて指定するものがなされているもの</p>
群馬	<p>第13条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に見せ、又は聞かせないようにしなければならない。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第14条 何人も、図書類でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に閲覧させ、若しくは視聴させ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないようにしなければならない。</p>	<p>第13条 2 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、緊急を要するため群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴く時間が足りないことが明らかであると認めるときは、意見を聴かないで指定することができる。この場合においては、知事は、指定後速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第14条 2 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。この場合においては、同項、同条第3項及び第6項の規定を準用する。</p> <p>3 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定された青少年に有害な図書類とみなす。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態の卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20 ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの</p>
埼玉		<p>第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。</p>

千葉		<p>一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態で<u>卑わいな姿態又は性的な行為</u>で別表第一に掲げるもの（次号及び第十六条の第二項において「<u>卑わいな姿態等</u>」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が二十ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの</p> <p>二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、<u>卑わいな姿態等</u>を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの</p>
第8条	<p>興行を主催する者若しくは興行を主催する者の団体又は図書等を販売し、頒布し、交換し、若しくは貸し付けること若しくは読ませ、聞かせ、若しくは見せること（興行を除く。以下「販売等」という。）を業とする者若しくは図書等の販売等を業とする者の団体は、興行又は図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、緊密な連絡のもとに、当該興行を青少年に観覧させ、又は当該図書等の青少年に対する販売等をしないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p>	<p>第9条</p> <p>知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。</p> <p>(1) 著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第10条</p> <p>知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。この場合において、同条第3項の規定を準用する。</p> <p>2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害図書等とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態で<u>卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為</u>（以下「<u>卑わいな姿態等</u>」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号及び次号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であつて、<u>卑わいな姿態等</u>を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が20ページ以上あるもの。ただし、当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該書籍又は雑誌を除く。</p> <p>(3) <u>卑わいな姿態等を被写体とした写真</u>（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの</p> <p>(4) カード、散らしその他これらに類する印刷物であつて、<u>卑わいな姿態等</u>を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの</p> <p>(5) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、<u>卑わいな姿態等</u>を描写した場面で規則で定めるものが連続して3分を超えるもの。この場合において、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声が続くときは、当該場面が連続するものとみなす。</p> <p>(6) ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、<u>卑わいな姿態等</u>を描写</p>

東京	<p>第7条          図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場……を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。</p> <p>一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</p> <p>二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</p>	<p>した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの。ただし、当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えられる場合における当該ビデオテープ又はビデオディスクを除く。</p> <p>第8条          知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。</p> <p>一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものと認められるもの</p> <p>二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するものうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものと認められるもの</p> <p>三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものと認められるもの</p> <p>四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの</p>
神奈川	<p>第13条          知事は、図書類の制作又は販売を行う者の組織する<b>団体</b>であつて、青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが<b>不適当な</b>図書類の判定のための審査を行い、その結果に基づき表示を定めているものうち、規則で定める基準に該当するものを指定することができる。</p> <p>3 何人も、青少年に対し、<b>団体表示図書類</b>を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないように努めなければならない。</p>	<p>第9条          知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>(3) <u>青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>第10条          知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは</p>

新潟		<p>は雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) 電磁的記録に係る記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間の合計が3分を超えるもの又は当該描写が20場面以上であるもの</p> <p>第16条</p> <p>知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を観覧等制限興行として指定することができる。この場合において、その指定は、観覧等制限の対象とする青少年の年齢を限定して行うことができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第17条</p> <p>知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書類を販売等制限図書類として指定することができる。</p> <p>2 図書類であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても販売等制限図書類とする。</p> <p>(1) 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるもの（これらを印刷したものを含む。）</p> <p>(2) 書籍又は雑誌であつて、前号に掲げるものを掲載するページの数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(3) 映像等記録媒体又は映画フィルムであつて、卑わいな姿態等の場面で規則で定めるものの映像による描写の時間（映像によらない描写がその前又は後の当該映像による描写と実質的に連続する場合の当該映像によらない描写の時間を含む。）が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は当該場面の数が当該映像等記録媒体の場面の総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(4) その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号に掲げるものを掲載しているもの</p>
富山	<p>第7条</p> <p>興行者、図書等の販売、貸付け、閲覧をさせること若しくは若しくは視聴をさせることを業とする者（以下「図書等取扱業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容の全部又は一部が青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の粗暴性若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させ、又は当該広告物を見せることのないように努めなければならない。</p>	<p>第9条</p> <p>知事は、図書等の内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書等は、前項の規定による指定があつたものとみなす。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの</p>

石川	<p>第 39 条      興行を主催する者……図書等の販売若しくは貸付けを業とする者（以下この節において「<u>図書等取扱業者</u>」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該興行を閲覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めるものとする。</p> <p>一 <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>二 <u>青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p>	<p>(2) テープ又は光ディスクであって、卑わいいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該卑わいいな姿態等を描写した場面の数が20以上あるもの</p> <p>第 41 条      知事は、興行の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。</p> <p>一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第 42 条      知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する図書等は、青少年に有害な図書等とする。</p> <p>一 図書等のうち、書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「卑わいいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が二十以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの</p> <p>二 図書等のうち、映像等記録媒体（音声のみが記録されているものを除く。）であって、卑わいいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上であるもの若しくは当該映像等記録媒体の場面の総数の十分の一以上であるもの</p> <p>三 <u>図書等取扱業者で構成する団体</u>で知事の指定を受けたものが青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが<b>不適当</b>であると認められた図書等であって当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>
福井	<p>第 11 条      知事は、図書等の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を青少年の健全な育成に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。</p> <p>一 書籍または雑誌で、全裸、半裸もしくはこれらに近い状態での卑わいいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為（以下「卑わいいな姿態等」という。）を被写体とした写真または描写した絵画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、当該書籍または雑誌のページの総数の五分の一以上を占め、または二十以上のもの</p> <p>二 映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクまたはシーデーロムで、卑わいいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて五分を超えるもの</p>	<p>第 11 条      知事は、図書等の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を青少年の健全な育成に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。</p> <p>一 書籍または雑誌で、全裸、半裸もしくはこれらに近い状態での卑わいいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為（以下「卑わいいな姿態等」という。）を被写体とした写真または描写した絵画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、当該書籍または雑誌のページの総数の五分の一以上を占め、または二十以上のもの</p> <p>二 映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクまたはシーデーロムで、卑わいいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて五分を超えるもの</p>

<p>山梨</p>	<p>第5条 何人も、図書類の内容が性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、これを青少年に見せ、又は聞かせないようになさなければならない。</p> <p>2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、相互に提携して前項の規定が実効をあげることができるときは、これを青少年に見せ、又は聞かせないようになさなければならない。</p>	<p>第5条 3 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>6 次に掲げるものは、第三項の規定による指定がない場合であっても、有害図書類とする。</p> <p>一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態の卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が、二十ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）</p> <p>二 映画フィルム又は録画テープ、ビデオディスク、シーディーロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下この号において「映画フィルム等」という。）であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの（当該映画フィルム等の内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）</p>
<p>長野 岐阜</p>	<p>—</p>	<p>第10条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。</p> <p>(1) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(3) 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>第11条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物（以下「がん具等」という。）の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等（以下「有害図書類等」という。）として指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刑行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面（表紙を含む。）が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面で、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの</p> <p>(3) 図書類又はがん具等（以下「図書類等」という。）で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供さ</p>

静岡	<p>第9条の3  <u>図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類（有害図書類を除く。以下「不健全図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう努めなければならない。</u></p> <p>2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、<u>不健全図書類を陳列するときは、当該不健全図書類を他の図書類（有害図書類を除く。）と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければならない。</u></p> <p>3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前2項に規定する措置をとったときは、<u>不健全図書類の陳列場所に、当該不健全図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をするよう努めなければならない。</u></p>	<p>れている物に掲載する特に卑わいな態度若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの</p>
静岡	<p>第9条  <u>知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に閲覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害するときは、当該興行又は図書類を有害な図書類として指定することができる。</u></p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真（陰部を覆い、ほか（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌の総数（第10条の7第1項若しくは第2項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てついていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。）の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオディスク、録画テープ、ディープ・ディープその他の電磁的方法による記録に係る記録媒体であつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間が合わせて3分間を超えるもの</p> <p>(3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴又は聴取を<b>不適当と認め</b>たものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>	<p>第9条  <u>知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に閲覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害するときは、当該興行又は図書類を有害な図書類として指定することができる。</u></p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真（陰部を覆い、ほか（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌の総数（第10条の7第1項若しくは第2項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てついていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。）の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオディスク、録画テープ、ディープ・ディープその他の電磁的方法による記録に係る記録媒体であつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間が合わせて3分間を超えるもの</p> <p>(3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴又は聴取を<b>不適当と認め</b>たものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>
愛知	<p>第6条  <u>知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物（以下「図書類」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。</u></p> <p>一 著しく性的感情を刺激するものであること。</p> <p>二 著しく残虐性を有するものであること。</p> <p>三 <u>自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。</u></p> <p>2 知事は、次に掲げるものについては、愛知県青少年保護育成審議会（第10条第2項及び第12条第1項において「審議会」という。）の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定することができる。</p> <p>一 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌の総数の10分の1以上を占めるもの</p> <p>二 映像が記録されているテープ又はディスクで、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写する場面の時間が連続して3分を超え、又は合わせて5分</p>	<p>第6条  <u>知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物（以下「図書類」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。</u></p> <p>一 著しく性的感情を刺激するものであること。</p> <p>二 著しく残虐性を有するものであること。</p> <p>三 <u>自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。</u></p> <p>2 知事は、次に掲げるものについては、愛知県青少年保護育成審議会（第10条第2項及び第12条第1項において「審議会」という。）の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定することができる。</p> <p>一 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌の総数の10分の1以上を占めるもの</p> <p>二 映像が記録されているテープ又はディスクで、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写する場面の時間が連続して3分を超え、又は合わせて5分</p>

		<p>を超えるもの</p> <p>3 図書類の取扱いを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する物（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸与し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。</p> <p>一 第1項の規定により指定された図書類</p> <p>二 前項の規定により指定された書籍及び雑誌並びに映像が記録されているテープ及びディスク</p> <p>三 <u>図書類取扱業者で構成する団体が知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不適当であると認められた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</u></p>
<p>三重</p>	<p>第10条の2</p> <p>興行を主催する者……、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が<u>著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある</u>と認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を見せ、読ませ、若しくは聞かせ、若しくは譲渡し、若しくは交付し、又は当該広告物を見せないように努めるものとする。</p>	<p>第12条</p> <p>知事は、図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため当該図書類を青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>図書類取扱業者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不適当であると認められた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な図書類とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍、雑誌その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が20ページ以上のもの又は当該出版物の総ページ数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオテープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロppyディスクその他の映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク及び半導体メモリ並びにこれらに類するものであつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの</p> <p>(3) 図書類であつて、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するもの</p>
<p>滋賀</p>		<p>第11条</p> <p>知事は、図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア 著しく青少年の性的感情を刺激するもの</p> <p>イ 著しく青少年の粗暴性または残忍性を助長するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれのあるもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書等（内容が主として読者または視聴者の好色的興味に訴えるもので</p>

		<p>ないと認められるものを除く。)は、前項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書等とす。</p> <p>(1) 書籍、雑誌またはちらしその他これに類するものであつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する行為を描写し、または撮影した図画または写真で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が、20以上のものまたはページの総数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 電磁的記録媒体であつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超え、または当該場面の数が20以上のもの</p>
<p>京都</p>	<p>第13条          図書類の販売、貸付け若しくは閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)、興行を主催する者又は広告物の広告主若しくは管理者は、図書類、興行又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、当該興行を閲覧させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めなければならない。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>	<p>第13条の2          知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)がその総ページの3分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクの製作若しくは販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を<b>不適当</b>としたもの</p>
<p>大阪</p>		<p>第13条          知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>一 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの</p> <p>イ 陰部、陰毛若しくはでん部を露出しているもの(これらが露出と同程度の状態であるものを含む。)</p> <p>又はこれらを強調しているもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。</p> <p>ロ 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での自慰の姿態又はこれらの状態での女性の排せつの姿態を露骨に表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。</p>

<p>ハ 異性間若しくは同性間の性行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現するもの又はこれらの行為を容易に連想させるもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。</p> <p>ニ 変態性欲に基づく行為又は近親相かん、乱交等の背徳的な性行為を露骨に表現するものであること。</p> <p>ホ 強姦その他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。</p> <p>二 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの</p> <p>イ 殺人、傷害若しくは暴行又はこれらの行為による肉体の苦痛を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。</p> <p>ロ 動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。</p> <p>ハ 殺人、傷害、暴行、動物の殺傷等の暴力的な行為を賛美し、又は扇動するよう表現するものであること。</p> <p>三 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの</p> <p>イ 殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為を行うようそのかすような表現をするものであること。</p> <p>ロ 殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為（これを直接の目的とする準備行為を含む。）の方法であって、青少年が模倣するおそれがあると認められるものを詳細かつ具体的に表現するものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。ただし、その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 書籍、雑誌、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスクその他これらに類するもの（以下「書籍等」という。）であって、次に掲げるものを描写し、又は撮影した凶画、写真等を掲載し、又は記録するページ（表紙を含む。以下同じ。）等の数が当該書籍等のページの総数の十分の一又は合わせて十ページ以上を占めるもの</p> <p>イ 全裸又は半裸での卑わいな姿態で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）</p> <p>(1) 陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態</p> <p>(2) でん部を露出し、又は強調した姿態</p> <p>(3) 自慰の姿態</p> <p>(4) 女性の排せつの姿態</p> <p>(5) 陰部、胸部又はでん部へのせっぷん又はこれらへの愛ぶの姿態</p> <p>ロ 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）</p>	
---	--

兵庫	<p>第9条</p> <p>何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかにかに該当する<u>ため</u>、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害する<u>と認められる</u>興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないよう努めなければならない。</p> <p>(1) <u>著しく性的感情を刺激するもの</u>であること。  (2) <u>著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの</u>であること。  (3) <u>著しく恐怖心を与え</u>るものであること。  (4) <u>犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの</u>であること。  (5) <u>自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの</u>であること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 性交又は性交を明らかに連想させる行為  (2) サディズム又はマゾヒズムによる性行為  (3) 強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為</p> <p>二 ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルビデオディスクその他これらに類するものであって、前号イ又はロに掲げるものを描写した場面が合わせて三分を超えるもの</p> <p>三 <u>図書類</u>の製作又は販売を行う者の組織する<b>団体</b>で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかにかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を<b>不適当</b>と認めたもの</p>
兵庫	<p>第9条</p> <p>何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかにかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害する<u>と認められる</u>興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないよう努めなければならない。</p> <p>(1) <u>著しく性的感情を刺激するもの</u>であること。  (2) <u>著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの</u>であること。  (3) <u>著しく恐怖心を与え</u>るものであること。  (4) <u>犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの</u>であること。  (5) <u>自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの</u>であること。</p> <p>第12条</p> <p>知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかにかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害する<u>と認めるときは</u>、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「<u>有害図書類</u>」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかにかに該当する図書類は、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態の卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「<u>卑わいな姿態等</u>」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの</p> <p>(2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの</p> <p>(3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類</p> <p>(4) <u>図書類</u>の内容が青少年に与える影響についての審査を行う<b>団体</b>で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが<b>適当でない</b>と認められた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>	<p>(1) 性交又は性交を明らかに連想させる行為  (2) サディズム又はマゾヒズムによる性行為  (3) 強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為</p> <p>二 ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルビデオディスクその他これらに類するものであって、前号イ又はロに掲げるものを描写した場面が合わせて三分を超えるもの</p> <p>三 <u>図書類</u>の製作又は販売を行う者の組織する<b>団体</b>で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかにかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を<b>不適当</b>と認めたもの</p>

<p>奈良</p>	<p>第18条 興行、図書類又は広告物の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該興行を主催する者、当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は当該広告物の広告主若しくは管理者は、青少年に、当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、若しくは表示しないように自主的に努めなければならない。 (1) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの (2) 青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第21条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第18条第1項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該図書類を、青少年に有害な図書類として指定することができる。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。 (1) 写真であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とするもので知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するもの (2) 書籍又は雑誌であつて、次に掲げるもの ア 前号に掲げる写真の内容の全部又は一部とするもの イ 卑わいな姿態等を描写した絵で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、10以上又はページの総数の10分の1以上であるもの (3) 映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、デジタルビデオディスク、録画テープ、フロッピーディスクその他電磁的記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものが次のいずれかにかに該当するものを記録するもの ア 描写の時間が合わせて3分以上であること。 イ 場面の数が10以上であること。</p>	<p>第18条 興行、図書類又は広告物の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、当該興行を主催する者、当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は当該広告物の広告主若しくは管理者は、青少年に、当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、若しくは表示しないように自主的に努めなければならない。 (1) 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの (2) 青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第21条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第18条第1項各号の一に該当し、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、当該図書類を、青少年に有害な図書類として指定することができる。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。 (1) 写真であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とするもので知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するもの (2) 書籍又は雑誌であつて、次に掲げるもの ア 前号に掲げる写真の内容の全部又は一部とするもの イ 卑わいな姿態等を描写した絵で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、10以上又はページの総数の10分の1以上であるもの (3) 映写用の映画フィルム及びスライドフィルム、ビデオディスク、シー・ディー・ロム、デジタルビデオディスク、録画テープ、フロッピーディスクその他電磁的記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が協議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するものが次のいずれかにかに該当するものを記録するもの ア 描写の時間が合わせて3分以上であること。 イ 場面の数が10以上であること。</p> <p>第19条 知事は、興行、図書等のうち、その内容の全部又は一部が、著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該興行又は図書等を青少年の健全な育成に有害なものとして指定することができる。 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年の健全な育成に有害な図書又は刃物類若しくは器具類とする。 (1) 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下</p>
<p>和歌山</p>		

		<p>「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真であって規則で定める内容を有するもの</p> <p>(2) 書籍、雑誌その他の出版物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が当該書籍、雑誌その他の出版物のページの総数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(3) 音声又は映像が記録された記録媒体であって、卑わいな姿態等の場面で規則で定める内容を有するものを記録した時間が合わせて3分を超えるもの</p>
<p>鳥取</p>	<p>第11条</p> <p>図書類の販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(3) <u>青少年の自死を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第2条に規定する薬物(以下「薬物」という。)を青少年が使用することををとおし、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。</p> <p>第11条の2</p> <p>図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による図書類の陳列が行われていないと認めるときは、当該図書類の販売等を業とする者に対し、その改善を図るため、必要な助言又は指導をすることができる。</p>	<p>第13条</p> <p>知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1) <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>(3) <u>青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が20ページ以上あるもの又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) フィルム又は映像等記録媒体であって、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上のもの</p> <p>(3) 図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませることが適当でないと認められた図書類であって、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>

<p>島根</p>	<p>第6条 知事は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該図書類を有害図書類として指定するものとする。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの 2 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定されたものとみなす。 (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「全裸等での卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが掲載されている紙面（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が当該書籍又は雑誌の紙面の総数の3分の1以上を占めるもの (2) 映画フィルム、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されている物品で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、全裸等での卑わいな姿態等を被写体とし、若しくは描写した映像で規則で定めるものが記録されている時間が合せて5分を超えるもの又は当該映像の数が当該物品に記録されている映像の総数の3分の1以上を占めるもの (3) 図書類の製作又は販売を行うもので構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不適当であると認められた図書類</p>	<p>第6条 知事は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるときは、当該図書類を有害図書類として指定するものとする。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの 2 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定されたものとみなす。 (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「全裸等での卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが掲載されている紙面（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が当該書籍又は雑誌の紙面の総数の3分の1以上を占めるもの (2) 映画フィルム、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されている物品で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、全裸等での卑わいな姿態等を被写体とし、若しくは描写した映像で規則で定めるものが記録されている時間が合せて5分を超えるもの又は当該映像の数が当該物品に記録されている映像の総数の3分の1以上を占めるもの (3) 図書類の製作又は販売を行うもので構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不適当であると認められた図書類</p>
<p>岡山</p>	<p>第11条の2 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの（第二十七条第一項において「不健全図書」という。）を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。 一 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの 二 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの 三 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの 四 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの 五 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認められた図書で、その旨が表示されているもの</p>	<p>第10条 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあることと認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないよう指定することができる。 2 知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないよう指定する指定することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する図書（第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつてはその内容が、第三号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないことと認められるものを除く。）は、第一項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。 一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が二十以上のもの又はページの総数の五分の一以上を占めるもの 二 コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面を知事が別に定めるものの時</p>

		<p>間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上のもの</p> <p>三 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書</p> <p>四 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの</p> <p>五 図書の制作又は販売を行う者の組織する<b>団体で知事の指定を受けたものが</b>、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが<b>不適当</b>であると認められた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>
<p>広島</p>	<p>第16条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、交換若しくは貸付けをし、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第26条 図書類の販売を業とする者の団体及び興行を主催する者の団体並びにこれらの代表者を含む者で構成され、かつ、青少年の健全な育成にかかわる自主規制の管理又は推進を主たる目的とする団体は、図書類又は興行の内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又は興行を青少年に有害な図書類又は興行として選定するとともに、これを明らかにするよう努めなければならない。</p>	<p>第28条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が二十ページ以上あるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの</p> <p>二 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの</p> <p>三 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に第一号の規則で定める写真又は絵を掲載している図書類</p>
<p>山口</p>		<p>第6条 知事は、図書類の内容が著しく粗暴性を助長し、甚だしく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発して青少年の健全な育成を害するおそれがあるとき、その図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>4 次に掲げる図書類（教育又は学術研究の目的で作成されたと認められる図書類を除く。）については、第1項の規定による指定があつたものとみなす。</p> <p>1 図書（図画又は写真である図書を除く。）であつて、衣服を脱いだ人の卑わいな姿態又は性行為（次号において「卑わいな姿態等」という。）で規則で定めるものを表した図画又は写真を掲載するページ（表紙であるページを含む。以下この号において同じ。）の数が10以上であり、又は当該図書のページの総数の10分の1以上であるもの</p>

		<p>2 影像が固定されている物であつて、卑わいな姿態等で規則で定めるものの映像（静止している映像を除く。）を表示する時間が合わせて3分を超え、又は当該映像（静止している映像に限る。）の数が10以上であるもの</p>
<p>徳島</p>		<p>第8条                  知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するため、青少年に閲覧させ、又は視聴させ、又はその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該図書類を有害図書類に指定することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第一項の規定による指定があつた図書類とみなす。</p> <p>一 書籍又は雑誌であつて、別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。）を掲載するページ（表紙を除く。以下同じ。）の数が、十ページ以上あるもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上を占めるもの</p> <p>二 別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵</p> <p>三 次のいずれかに該当する録画テープ、フロッピーディスク、ビデオディスク、コンパクトディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されているもので機器を使用して当該映像が再生されるもの（以下「録画テープ等」という。）</p> <p>イ 別表第一に定める姿態又は行為を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。）の描写の時間が、合わせて三分を超えるもの（当該録画テープ等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）又は連続して三分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が三分を超えるものを含む。）</p> <p>ロ 別表第一に定める姿態又は行為を描写した場面の数が、十場面以上あるもの（当該録画テープ等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）又は当該録画テープ等の場面の総数の五分の一以上を占めるもの</p> <p>ハ 録画テープ等の製作又は販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を<b>不適當</b>と認めたもの</p> <p>四 図書類であつて、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に別表第一に定める姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの（当該図書類の内容が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）</p>
<p>香川</p>	<p>第6条                  興行を主催する者又は図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書等取扱業者」という。）は、興行又は図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該興行を見せ、</p>	<p>第8条                  次に掲げる図書等は、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、著しく性的感情を刺激する姿態又は性的な行為で青少年の福祉を阻害するおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は</p>

	<p>若しくは聴かせ、又は当該図書等の販売、頒布、交換、贈与、貸付けその他これに準ずる行為（以下「販売等」という。）をし、若しくは当該図書等を閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。</p>	<p>当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの  (2) テープ（録画済みのものに限る。）、ビデオディスク、映写用の映画フィルムその他の映像が記録されている物であって、卑わいな姿態等を描写した場面の時間が合わせて3分を超えるもの  (3) 図書等であって、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの  (4) 図書等の審査を行う団体で知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不適当であると認められた図書等で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの  2 知事は、前項各号に掲げる図書等のほか、内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある<u>と認める図書等を青少年の福祉を阻害するおそれがある</u>等として指定することができる。</p>
<p>愛媛</p>	<p>第4条  何人も、映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「興行」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年に見せ、又は聞かせないようにしなければならない。  (1) <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u>  (2) <u>著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u>  (3) <u>著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>第5条  何人も、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム及びビデオテープ、ビデオディスク、レコード、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声を再生することができるもの（以下「図書等」という。）の内容が、前条第1項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、そのものを青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせ、又は販売し、配布し、贈与し、若しくは貸し付けないようにしなければならない。</p>	<p>第5条  2 知事は、図書類等の内容が、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれがある<u>図書類等</u>として指定することができる。  4 第2項の指定を受けたもののほか、次の各号のいずれかに該当する図書類等は、同項の指定を受けたものとみなす。  (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの数が当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの  (2) 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの数が20ページを超えるもの。ただし、その内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。  (3) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面規則で定めるものが連続して3分を超えるもの。この場合においては、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声が続くときは、当該場面が連続するものとみなす。  (4) ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの。ただし、その内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。  (5) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるものを掲載している図書類等（前各号に該当するものを除く。）</p>
<p>高知</p>	<p>第8条  図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、若しくは交換により譲渡し、又は見せ、聴かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。</p>	<p>第11条  知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。  (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの  (2) 著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な</p>

	<p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p>	<p>育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) 書籍、雑誌その他の印刷物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を描写した絵又は被写体とした写真で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が10ページ以上又は総ページ数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) 卑わいな姿態等を描写した絵又は被写体とした写真で規則で定めるもの（印刷されたものを含む。）</p> <p>(3) 映画フィルム、録音テープ、録画ディスク、レーザーディスク、シー・ディー・ロムその他の映像が記録されているもので機器を使用して当該映像が再生されるものであって、卑わいな姿態等を描写した場面が10場面以上又は総場面数の5分の1以上であるもの</p> <p>(5) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、見せ、聴かせ、又は読ませることが<b>不適当</b>であると認められた図書類であって、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p>
福岡	<p>第11条</p> <p>何人も、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類を青少年に販売し、交換し、貸し付け、贈与し、若しくは頒布し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の残虐性を助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>第13条</p> <p>図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「<u>図書類取扱業者</u>」という。）は、<u>第11条第1項各号のいずれかに該当する図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分し、青少年の目に付かない場所又は屋内の容易に監視することができない場所に置くように努めなければならない。</u></p>	<p>第16条</p> <p>知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。</p> <p>(1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20ページ以上又は総ページ数の10分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 電磁気等記録媒体であって、卑わいな姿態等を描写した場面が20場面以上を占めるもの</p> <p>(3) 表紙又は包装箱その他の図書類の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載しているもの</p> <p>(4) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定を受けたものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして、青少年の閲覧又は視聴を<b>不適当</b>と認められたもの</p>
佐賀	<p>第9条</p> <p>興行を主催する者、図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しく</p>	<p>第12条</p> <p>知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有</p>

	<p>は視聴させることを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を閲覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、表示し、若しくは頒布しないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p>	<p>害な興行として指定することができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第13条</p> <p>知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号の一に該当すると認めるときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵であって別表で定める内容を有するものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が10ページ以上又はその総ページの10分の1以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。</p> <p>3 録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為を描写した場面であって別表で定める内容を有するものの描写の時間が連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に当該描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。）又はその時間が合わせて5分を超えるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。</p> <p>4 図書等の製作又は販売を行うもので構成する<b>団体</b>で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を<b>不適当</b>としたものは、規則で定めるところにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とする。</p> <p>第4条</p> <p>知事は、図書等で、その内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書等を有害図書類として指定することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページの3分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) 映画フィルム、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定める内容を有するものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの</p> <p>(3) 図書類の製作又は販売を行う者の組織する<b>団体</b>で規則で定めるものが審査し、少年の閲覧又は視聴を<b>不適当</b>とした図書類で、規則で定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p> <p>第6条</p> <p>興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を営する者若しくは興行を主催する者（以下これを「興行者」という。）又は当該図書等の販売、頒布、交</p>
長崎		
熊本	第6条	

	<p>者……又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為（以下「販売等」という。）を業とする者は少年に当該興行を閲覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の閲覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(3) <u>人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p>	<p>換、貸付けその他これらに準ずる行為（以下「販売等」という。）を業とする者は少年に当該興行を閲覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>(3) <u>人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>第9条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 書籍若しくは雑誌又はシー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下この項において「シー・ディー・ロム等」という。）で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が20紙面以上若しくは総紙面の10分の1以上を占めるもの又は卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが20場面以上若しくは総場面の10分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオテープ、ビデオディスク又はシー・ディー・ロム等で、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者が構成する<b>団体</b>で知事が指定するものが審査し、少年の視聴を<b>不</b>適当としたもの</p> <p>(3) 図書等でその表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの</p>
<p>大分</p>	<p>第20条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。</p> <p>一 <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p> <p>二 <u>著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p> <p>三 <u>著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p>	<p>第20条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。</p> <p>一 <u>著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p> <p>二 <u>著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p> <p>三 <u>著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの</u></p> <p>第21条 2 知事は、図書等の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。</p>

	<p>第21条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た影像若しくは音声でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。</p> <p>第21条の2 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理規程等により自主規制を行うもの又は自ら、第20条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。</p> <p>2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等（有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。</p> <p>3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するとき、当該表示図書等を他の図書等（有害図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。</p>
宮崎	<p>第11条 図書類を販売し、頒布し、貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、当該図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年が見るおそれのない場所を設けて陳列するとともに、青少年に、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させないように努めるものとする。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 青少年の自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>
	<p>4 前条第一項第一号の規定に該当する図書等（第二項の規定により指定された図書等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。</p> <p>一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が合わせて十ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページの十分の一以上を占めるもの（当該刊行物の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）</p> <p>二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの（以下「記録媒体等」という。）であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて三分以上であるもの又は当該場面の数が十以上であるもの（当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）</p>
	<p>第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 著しく青少年の自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類（前項の規定により指定された有害な図書類を除く。）とする。</p> <p>(1) 前項第一号の規定に該当する写真又は図画で全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為のうち知事が宮崎県青少年健全育成審議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するもの</p> <p>(2) 前項第一号の規定に該当する書籍、雑誌又は文書で前号に該当する写真又は図画を掲載する紙面が総紙面の三分の一以上を占めるもの</p> <p>(3) 前項第一号の規定に該当するビデオテープ等で第一号に規定する内容を有する場面を収録する時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面が総場面の三分の一以上を占めるもの</p>

鹿兒島	<p>第8条 何人も、映画、演劇、演芸、見せ物及び紙芝居（以下「映画等」という。）で、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に該当するものを見せ、又は聞かせないようにならなければならない。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>第9条 何人も、図書等でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、配布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないようにならなければならない。</p>	<p>(4) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する<b>団体</b>で知事の指定を受けたものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが<b>不適当</b>であると認められた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの</p> <p>第8条 何人も、映画、演劇、演芸、見せ物及び紙芝居（以下「映画等」という。）で、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないようにならなければならない。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>第9条 2 知事は、図書等の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等の内容の一部又は一部を有害な図書等として指定することができる。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する図書等は、第2項の規定による指定がない場合であっても有害な図書等とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌で、別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを掲載する紙面の数が20ページ以上又は総紙面の数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(2) ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもので、別表の左欄に掲げる映像の時間が合わせて3分を超えるもの又は別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを表示する場面の数が20場面以上若しくは総場面の数の5分の1以上を占めるもの</p> <p>(3) <u>図書等の制作又は販売を行う者で構成する団体</u>で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を<b>不適当</b>と認められたもの</p>
沖繩	<p>第8条 何人も、映画、演劇、演芸、見せ物及び紙芝居（以下「映画等」という。）で、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを見せ、又は聞かせないようにならなければならない。</p> <p>(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するもの</p> <p>第9条（1項） 何人も、図書等でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、配布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないようにならなければならない。</p>	<p>第12条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるときは、当該図書等を有害な図書等として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書等とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が当該書籍又は雑誌のページ総数の5分の1以上を占めるもの又は20ページ以上あるもの</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>図書等の製作又は販売を行う者で構成する団体</u>で知事が指定するものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を<b>不適当</b>としたもの</p>

(表 2-3) その他の類型 (2023 年 5 月 1 日時点)

※漢数字をアラビア数字に変更した箇所がある。略した条項は記載していない。

都道府県	<p>第 9 条 2          図書類の発行を業とする者（以下「図書類発行者」という。）は、<u>図書類</u>の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する<u>団体</u>で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「<u>自主規制団体</u>」という。）又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが<u>適当でない</u>旨の表示をすように努めなければならない。</p> <p>一 第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</p> <p>二 第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、<u>刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</u></p> <p>2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類（指定図書類を除く。以下「<u>表示図書類</u>」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。</p> <p>3 図書類発行者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。</p> <p>4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。</p> <p>5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。</p>
東京	<p>第 9 条の 3          知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発行者に勧告することができる。</p> <p>2 知事は、図書類発行者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「<u>不健全指定</u>」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあっては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあっては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、<u>不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</u></p> <p>3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行者の発行する図書類が、同項の勧告を行つた日の翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>5 知事は、表示図書類について、前条第二項から第四項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>

(表 3-1) 各都道府県の有害図書の販売規制 (2023 年 5 月 1 日時点)  
 ※漢数字をアラビア数字に変更した箇所がある。略した条項や手続規定は原則記載していない。

都道府県	有害図書販売規制など	販売規制などに対する罰則規定	有害図書販売方法規制	販売規制の罰則規定
北海道	第 16 条 2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。	第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 (2) 第 16 条第 2 項……の規定に違反した者	第 18 条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。 2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	
青森	第 13 条 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第 1 項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類（以下「指定図書類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によって入手させてはならない。	第 30 条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金又は料料に処する。 一 第 13 条第 2 項……の規定に違反した者	第 13 条 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができ、一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。	
岩手	第 10 条 3 図書販売業者等は、前 2 項の規定に基づき指定された図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、又は見せてはならない。	第 29 条 2 第 10 条第 3 項……の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。	第 10 条 4 図書販売業者等は、指定図書類を他の図書類と区分して陳列しなければならない。 5 図書販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、容易に監視できる場所又は区画された場所に区分して陳列し、青少年が閲覧しないように努めなければならない。 6 前項の陳列する場所には、規則で定める表示をしなければならない。 7 知事は、図書販売業者等が、指定図書類を区分して陳列していないと認めるときその他必要と認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、当該指定図書類を区分して陳列すること等管理方法の改善を要請することができる。 8 知事は、前項の規定に基づく要請を受けた図書販売業者等がその要請に従わないときは、その旨及びその要請の内容を	第 29 条 3 第 10 条第 9 項……の規定に基づき命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

	<p>第 18 条 3 図書類取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。</p> <p>8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないよう努めなければならない。</p>	<p>第 41 条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>二 第 18 条第 3 項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者</p>	<p>公表することができる。</p> <p>9 知事は、第 7 項の要請の後、図書類販売業者等が指定図書類を区分して陳列していないと認めるときその他必要と認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、当該指定図書類を区分して陳列すること等管理方法の改善を命ずることができる。</p>	<p>第 41 条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>二 第 18 条第 5 項の規定による命令に従わなかった者</p>
<p>宮城</p>	<p>第 18 条 3 図書類取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。</p> <p>8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないよう努めなければならない。</p>	<p>第 41 条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>二 第 18 条第 3 項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者</p>	<p>第 18 条 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならない。</p> <p>5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反しているとき、又は、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類であることを命ずることができる。</p>	<p>第 41 条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 9 条第 7 項……の規定による命令に従わなかった者</p>
<p>秋田</p>	<p>第 9 条 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された図書類及び第二項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。</p>	<p>第 27 条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 9 条第 4 項……の規定に違反した者</p>	<p>第 9 条 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。</p> <p>6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。</p> <p>7 知事は、前二項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。</p>	<p>第 27 条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 9 条第 7 項……の規定による命令に従わなかった者</p>
<p>山形</p>	<p>第 8 条 4 何人も、第 1 項の規定により指定された図書類又は第 2 項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようしなければならない。</p> <p>5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、</p>	<p>第 27 条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) ……第 8 条第 5 項……の規定に違反した者</p>	<p>第 8 条の 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して屋内の常時監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。</p> <p>2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させ、又は聴取させない</p>	<p>第 27 条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第 8 条の 2 第 3 項……の規定による命令に違反した者</p>

	<p>有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させなければならない。</p>		<p>旨の表示をしなければならない。          3 知事は、前2項の規定に違反していると認める者に対して、有害図書類の陳列又は前項の表示の方法又は場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。          第10条の2          図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、その営業を行う場合は、容易に通行人等の目に触れる方法で性的感情を刺激する写真等又は性的感情を刺激する場面を表示しないようにしなければならない。</p>	
<p>福島</p>	<p>第18条          3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サービスマスター（以下これを「図書類の取扱業者」という。）は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。</p>	<p>第34条          4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。          (2) 第18条第3項の規定に違反した者</p>	<p>第18条          4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならぬ。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。          5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。          6 知事は、前2項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>第34条          4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。          (3) 第18条第6項の規定による命令に違反した者</p>
<p>茨城</p>	<p>第16条          3 図書等の販売又は貸付けを業とする者（次条において「図書等の販売等業者」という。）は、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせなければならない。          4 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせなければならないようにしなければならない。</p>	<p>第46条          5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。          (1) 第16条第3項の規定に違反した者          8 第16条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項から前項までの規定による処罰を免れることができる。ただし、過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>第17条          図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列するときは、営業所の屋内の当該業務に従事する者が容易に監視することができる一定の場所に、規則で定める方法により、他の図書等と区分しておかなければならない。          2 図書等の販売等業者は、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、当該有害図書等が青少年に販売等をし、又は閲覧、視聴若しくは聴取をさせることが禁止されている旨を掲示しなければならない。          3 知事は、図書等の販売等業者が前2項の規定に違反している等と認めるときは、当該図書等の販売等業者に対し、有害図書等の陳列の場所の変更又は前項の規定による掲示をすべきことを命ずることができる。          4 図書等の販売等業者は、別表で定める姿態若しくは行為又は</p>	<p>第46条          5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。          (2) 第17条第3項の規定による命令に従わなかった者</p>

栃木	<p>第22条 4 図書類の取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類及び前項に規定する青少年に有害な図書類（以下これを「有害図書類」という。）を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させなければならない。</p> <p>6 何人も、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないよう努めなければならない。</p>	<p>第56条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第22条第4項……の規定に違反した者</p> <p>8 第22条第4項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項から第6項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>これはこれらに準ずる姿態若しくは行為を被写体とした写真又は描写した絵を表紙とする図書等を陳列するときは、当該図書等の表紙が当該図書等の販売等業者の店舗の外部から見えない場所に置くよう努めなければならない。</p> <p>第22条 5 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、知事が規則で定める方法により他の図書類と区分するとともに、当該有害図書類を陳列している場所の見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。ただし、青少年立入制限場所……において有害図書類を陳列する場合は、この限りでない。</p>	
群馬	<p>第14条 4 図書類の販売又は貸し付けを業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、第2項の規定により青少年に有害なものとして指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させなければならない。</p>	<p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第14条第4項の規定に違反した者</p> <p>第60条 ……第14条第4項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第53条から前条までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。</p> <p>2 図書類販売業者等は、前項に規定する有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該有害図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨を表示しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列方法の改善、同項の規定による表示の方法の変更その他必要な措置を勧告することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、5日を超えない範囲内で期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第15条第4項の規定による知事の命令に違反した者</p>

埼玉	<p>第11条 3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。</p>	<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第11条第3項……の規定に違反した者 第31条 第11条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第28条から第29条までの規定による処罰を免れることができる。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第11条の2 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。 2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。 3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列しているとき、又は当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第11条の2第3項……の規定による命令に違反した者</p>
千葉	<p>第10条 3 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をしてはならない。 ※第8条 興行を主催する者若しくは興行を主催する者の団体又は図書等を販売し、頒布し、交換し、若しくは貸し付けること若しくは読ませ、聞かせ、若しくは見せること（興行を除く。以下「販売等」という。）を業とする者若しくは図書等の販売等を業とする者の団体は……</p>	<p>第28条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。 (1) 第10条第3項の規定に違反した図書等の販売等を業とする者 7 ……第10条第3項に規定する行為をした図書等の販売等を業とする者……は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができる。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第11条 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するとき、規則で定めるところにより、当該有害図書等を他の図書等と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない。 2 知事は、有害図書等が前項の規定に違反して陳列されていると認めるときは、当該図書等の販売等を業とする者に対し、有害図書等の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第28条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。 (2) 第11条第3項……の規定による命令に従わなかった者</p>
東京	<p>第9条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に關して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販</p>	<p>第18条 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。 一 第9条第1項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者</p>	<p>第9条 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に關して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するとき、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明</p>	<p>第25条 第18条第1項各号、同条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告……に従わず、なお、第9条第1項、第2項若しくは第3項……の規</p>

	<p>売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。</p> <p>4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は閲覧させないよう努めなければならない。</p>	<p>第25条 第18条第1項各号、同条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告(同条第二項第四号に係る場合を除く。)に従わず、なお、第9条第1項……の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第28条 第9条第1項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として……第25条……の規定による処罰を免れることができなない。ただし、過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。</p> <p>第18条 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。</p> <p>二 第9条第2項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者</p> <p>三 第9条第3項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者</p>	<p>定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>
<p>神奈川</p> <p>第10条 4 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。</p>	<p>第53条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第10条第4項の規定に違反した者</p> <p>7 ……第10条第4項……に規定する行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができなない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第11条 図書類の販売又は貸し付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができずる場所になければならない。</p> <p>2 知事は、有害図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸し付けを営む者に対し、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなないときは、当該命令を受けた者の氏名、当該命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>第12条 図書類の販売又は貸し付けを営む者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列すると</p>	<p>第53条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(3) 第11条第3項の規定による命令に違反した者</p>	

			<p>きは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければならない。</p> <p>第14条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、団体表示図書類を陳列するときは、第11条第1項に規定するところにより、又は規則で定めるところにより陳列するよう努めなければならない。</p> <p>2 知事は、団体表示図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。</p>	<p>第29条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (6) 第17条第5項の規定による命令に違反した者</p>
新潟	<p>第17条 3 図書類の販売、交換又は貸付けを業とする者（以下「図書類販売業者」という。）は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせてはならない。</p>	<p>第29条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (5) 第17条第3項の規定に違反した者</p>	<p>第17条 4 図書類販売業者は、販売等制限図書類を陳列するときは、当該販売等制限図書類を他の図書類と区分し、規則で定めるときは、この限りでない。</p> <p>5 知事は、前項の規定に違反して陳列されている販売等制限図書類があるときは、当該図書類販売業者に対し、その販売等制限図書類の陳列の場所又は方法の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>第24条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (3) 第9条第6項の規定による命令に違反した者</p>
富山	<p>第9条 3 図書等取扱業者は、前2項の規定により指定され、又は指定があつたものとみなされた図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p> <p>7 何人も、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。</p>	<p>第24条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第9条第3項の規定に違反した者</p>	<p>第9条 4 図書等取扱業者（風営通正化法第2条第6項第5号に規定する営業を営む者を除く。以下同じ。）は、有害図書等を陳列するときは、規則で定める方法により当該有害図書等を他の図書等と区分して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければならない。</p> <p>5 知事は、前項の規定に違反して有害図書等が陳列されていることにより青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、図書等取扱業者に対し、当該有害図書等の陳列方法を改善し、又は陳列場所を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>6 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないう有害図書等を陳列しているときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第24条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (3) 第9条第6項の規定による命令に違反した者</p>

石川	<p>第42条 5 図書等取扱業者は、第一項の規定により指定された図書等及び第二項各号のいずれかに該当する図書等（以下この節においてこれを「有害図書等」という。）を青少年に、販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。</p>	<p>第94条 第42条第5項……の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第43条 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、当該有害図書等を他の図書等と区分し、かつ、店舗内の容易に監視することができている一定の場所に置かなければならない。 2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が閲覧することができないよう個別に包装しなければならぬ。 3 図書等取扱業者は、第一項に規定する有害図書等の陳列場所に、青少年の購入、借受け、閲覧、視聴又は聴取を禁止する旨を掲示しなければならない。 5 知事は、図書等取扱業者が前各項の規定に違反して有害図書等を陳列しているとき、当該図書等取扱業者に対し、当該有害図書等の陳列方法の改善若しくは陳列場所の変更し、又は第三項の規定による掲示をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第43条第5項の規定による命令に違反した者</p>
福井	<p>第11条 4 図書等の販売または貸付けを業とする者（以下「図書等の販売業者等」という。）は、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた図書等（第二項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）の販売、頒布、贈与、交換もしくは貸付け（以下「販売等」という。）をし、または閲覧もしくは視聴をさせてはならない。 5 図書等の販売業者等は、有害図書等に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。 6 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、または閲覧もしくは視聴をさせないようにしなければならない。</p>	<p>第51条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第11条第4項の規定に違反した者 6 何人も、青少年の年齢を知らぬことを理由として、第1項から第5項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>第12条 図書等の販売業者等（風営法第二条第六項第五号の営業を営む者を除く。次項において同じ。）は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより他の図書等と区分し、屋内の容易に監視することができている場所に置かなければならない。 2 図書等の販売業者等は、前項の有害図書等の陳列場所に青少年の購入、借受け、または閲覧もしくは視聴を禁ずる旨の掲示をしなければならない。 3 知事は、前二項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列場所を変更し、もしくは陳列方法を改善し、または前項の掲示をすべきことを命ずることができる。</p>	<p>第51条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金または料料に処する。 二 第12条第3項の規定による命令に違反した者</p>
山梨	<p>第5条 7 何人も、第三項の規定により指定された図書類又は前項に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。</p>	<p>第16条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第5条第7項の規定に違反した者</p>	<p>第5条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができている場所に置き、青少年が閲覧できないように規則で定める方法により包装するとともに、見やすい箇所に青少年の購入又は</p>	<p>第16条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第5条の2第3項の規定による命令に違反した者</p>

		<p>第16条の2 第5条第7項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないうことを理由として、前条の規定による処罰を免れることができず。ただし、当該青少年の年齢を知らないうことについて過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>は借受けを禁止する旨の表示をしなければならぬ。 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定め、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列若しくは包装の方法を改善し、又は前項の表示をすべきことを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで有害図書類を陳列しているときは、期限を定め、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列若しくは包装の方法を改善し、又は第一項の表示をすべきことを命ずることができる。 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するときは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くよう努めなければならない。 5 前各項の規定は、法令の規定により青少年を入場させることが禁止されている場所において図書類の販売、頒布又は貸付けを行う場合は、適用しない。</p>	<p>つた者</p>
<p>長野 岐阜</p>	<p>第12条 何人も、前条第1項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第2項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等（以下「有害指定図書類等」と総称する。）を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない。 2 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を青少年（当該営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。第17条及び第20条から第22条の2までにおいて同じ。）に販売し、配付し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>	<p>第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第12条第2項の規定に違反した者</p>	<p>第13条 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を陳列するときは、当該有害指定図書類等を他の図書類等と区分し、営業所の屋内の容易に監視することのできる場所に置き、及び規則で定めるところにより青少年の目にふれないような方法をとらなければならない。 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定め、その状態を除去するために必要な限度において、有害指定図書類等の陳列の場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 (2) 第13条第3項の規定による命令に従わなかった者</p>
<p>静岡</p>	<p>第9条 10 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害指定図書類第1項の規定により指定された有害な図書類又は第5項に規定する有害な図書類（以下こ</p>	<p>第21条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第10項の規定に違反し</p>	<p>第9条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に</p>	<p>第21条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>

愛知	<p>第6条</p> <p>3 図書類の取扱いを業とする者（以下「<u>図書類取扱業者</u>」という。）は、次の各号のいずれかに該当する物（以下「<u>有害図書類</u>」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸与し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させなければならない。</p> <p>一 第1項の規定により指定された図書類</p> <p>二 前項の規定により指定された書籍及び雑誌並びに映像が記録されているテープ及びディスク</p> <p>三 図書類取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不適当であると認められた図書類で当該団体が定める方法に</p>	<p>た者</p> <p>第29条</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第6条第3項の規定に違反した者</p> <p>8 ……第6条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として……第3項……の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことにつき過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>置かなければならない。</p> <p>2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類の陳列場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる場所（以下「<u>青少年入場禁止場所</u>」という。）において図書類の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号の営業を除く。）に係る営業所</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所</p> <p>(3) テレホンクラブ等営業（無店舗型電話異性紹介営業を除く。）に係る営業所</p> <p>(4) 有害興行を行つている場所</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。</p> <p>5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>(2) 第9条の2第5項の規定による命令に従わなかった者</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第9条の2第2項の規定に違反した者</p>
愛知	<p>第7条</p> <p>図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧することができないように、規則で定める方法により包装しなければならぬ。</p> <p>2 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視することができている一定の場所に設け、規則で定める方法により陳列しなければならぬ。</p> <p>3 図書類取扱業者は、前項の有害図書類の陳列場所に青少年の購入若しくは借受け又は閲覧、視聴若しくは聴取を禁ずる旨を掲示しなければならない。</p> <p>4 知事は、図書類取扱業者が前3項の規定に違反して有害図書類を陳列しているとき、その者に対し、期限を定めて、当該有害図書類を包装し、若しくはその包装の方法を改善し、当該有害図書類の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項の掲示をし、若しくはその掲示の</p>	<p>第29条</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第7条第5項の規定による命令に違反した者</p>	<p>第29条</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第7条第5項の規定による命令に違反した者</p>	<p>第29条</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第7条第5項の規定による命令に違反した者</p>

	<p>よりその旨が表示されているもの</p> <p>4 何人も、青少年に有害図書類を閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようになければならない。</p>		<p>方法を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 前各項の規定は、図書類取扱業者が法令により青少年の立入りが禁止されている場所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に有害図書類を陳列する場合には、適用しない。</p>	
<p>三重</p>	<p>第12条</p> <p>4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害な図書類を見せ、読ませ、又は聞かせないよう努めなければならぬ。</p> <p>5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を譲渡し、又は交付しようとするときは、客が青少年でないことを確認しなければならぬ。</p> <p>6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害な図書類を青少年に譲渡し、又は交付してはならない。</p>	<p>第40条</p> <p>3 第12条第6項……の規定に違反した者は、6ヶ月以下の罰金又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第13条</p> <p>図書類の販売又は貸付けを業とする者が有害な図書類を陳列するときは、当該図書類を営業所の屋内に置き、かつ、他の図書類と区分して青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めてその状態を除去するために必要な限度内において有害な図書類の陳列場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第40条</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第13条第3項……の規定による命令に違反した者</p>
<p>滋賀</p>	<p>第11条の2</p> <p>図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させる者（以下「図書等の販売等を業とする者」という。）およびその従業者は、前条第1項の規定により指定された図書等または同条第2項の規定により青少年に有害な図書等とされた図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させてはならない。</p> <p>第11条の4</p> <p>何人も、有害図書等を青少年に配付してはならない。</p> <p>2 何人も、有害図書等を、青少年が容易に見ることができないようにするための措置を講じないで、戸別に配布してはならない。</p> <p>3 知事は、前項の措置を講じないで有害図書</p>	<p>第27条</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条の2の規定に違反した者</p> <p>(3) 第11条の4第1項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第11条の4第3項の命令に従わなかった者</p> <p>5 第11条の2……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないうことを理由として、第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないうことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第11条の3</p> <p>図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときには、規則で定めるところにより、当該有害図書等を有害図書等以外の図書等と区分して店舗内の容易に監視することができる場所に陳列しなければならず、かつ、青少年が閲覧し、または視聴しないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、図書等の販売等を業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書等の陳列場所の変更その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に係る措置を執らなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p>	<p>第27条</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第11条の3第3項の命令に従わなかった者</p>

京都	<p>等を戸別に配布している者があるときは、その者に対し、当該行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第13条の2 4 図書類取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類又は第2項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させなければならない。</p>	<p>第31条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条の2第4項の規定に違反した者 7 第13条の2第4項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として……第5項……の処罰を免れることができな い。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第13条の2 5 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定める方法により当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができ る場所に置かなければならない。 6 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されているときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、当該有害図書類の陳列の方法又は場所について改善すべきことを勧告することができる。 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第31条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (2) 第13条の2第7項の規定による命令に違反した者</p>
大阪	<p>第14条 1 図書類の販売、貸し付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、前条第一項の規定により指定された図書類及び同条第二項に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させなければならない。 2 何人も、有害図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう努めなければならない。</p>	<p>第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第14条第1項……の規定に違反した者</p>	<p>第15条 1 図書類取扱業者は、規則で定める方法により、有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に陳列しな ければならない。 2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は有害図書類を管理する者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従わなかった者の氏名又は名称、住所及びその勧告の内容を公表することができる。 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。 5 知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が、第三項の規定によりその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、なおその勧告に係る措置をとらなければならないこと を命ずることができる。 6 知事は、第二項の規定による勧告を受けた者が、第三項の規定による公表の日から一年以内に第一項の規定に違反して</p>	<p>第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第15条第5項若しくは第6項……の規定による命令に違反した者</p>

兵庫	<p>第12条 3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>	<p>第30条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。 (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者</p>	<p>第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときには、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定められた方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定め、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができ る。 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。</p>	<p>第30条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。 (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者 9 次の各号のいずれかに該当する者は、料料に処する。 (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者</p>
奈良	<p>第21条 3 図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、青少年に、第一項の規定により指定された図書類又は前項の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させなければならない。 4 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしなければならない。</p>	<p>第42条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第21条第3項の規定に違反して青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者</p>	<p>第21条の2 図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときには、有害図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に陳列し、かつ、有害図書類の陳列の場所に青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。 2 知事は、図書類の販売又は貸し付けを業とする者が有害図書類を陳列している場合において、前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、当該図書類の販売又は貸し付けを業とする者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。</p>	
和歌山	<p>第15条 図書等の販売又は貸し付けを業とする者は、第13条第1項の規定による指定のあった図書等及び第13条第5項に規定する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、贈与し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、</p>	<p>第33条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) ……第15条第1項の規定に違反した者</p>	<p>第14条 2 興行者は、興行を閲覧しようとする者が18歳に達していることが明らかである場合を除き、その者の年齢を確認するため必要な書類で規則で定めるものの提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。 3 興行を閲覧しようとする者は、前項の規定により年齢確認</p>	

	<p>又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせ、若しくは聞かせない。</p> <p>4 何人も、青少年に有害図書等を譲渡し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせないようにしなければならぬ。</p>	<p>8 ……第15条第1項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らぬことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができず。ただし、当該青少年の年齢を知らぬことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>必要な書類の提示を求められたときは、興行者に対し、当該書類を提示しなければならない。</p> <p>第15条</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、図書等の販売又は貸付けを業とする者が有害図書等を販売し、贈与し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせる場合について準用する。</p> <p>3 図書等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視のできる場所に置かなければならぬ。</p> <p>5 知事は、第3項の規定による有害図書等の管理方法又は陳列方法等について、必要があるときは、その改善等について指導助言することができる。</p>	
鳥取	<p>第15条</p> <p>何人も、第13条第1項の規定により指定された図書類又は同条第4項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないようにならなければならない。</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により指定された玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。</p> <p>第16条</p> <p>図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにならなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。</p>	<p>第26条</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 常習として第16条第1項……の規定に違反する行為をした者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第16条第1項……の規定に違反した者</p>	<p>※有害図書固有の販売方法規制はなく、それより緩やかな内容の図書について販売方法規制があるのでそちらで対応するものと思われる</p> <p>第11条</p> <p>図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(3) 青少年の自死を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例……第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをおおりに、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>第11条の2</p> <p>図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当</p>	

	<p>第6条 3 図書類の販売、頒布又は貸付けを業とする者（以下「図書販売業者等」という。）は第1項の規定により指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。 5 何人も、有害指定図書類を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないよう努めなければならない。</p>	<p>第30条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第6条第3項の規定に違反した者 5 第6条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができる。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければならない。 2 知事は、前項の規定による図書類の陳列が行われていないと認めるときは、当該図書類の販売等を業とする者に対し、その改善を図るため、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>第6条 4 図書販売業者等は、有害指定図書類を陳列する場合は、当該有害指定図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、当該場所に青少年の購入、受取又は借受けを禁ずる旨を掲示するように努めなければならない。</p>	
<p>島根</p>	<p>第10条 5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第一項又は第二項の規定による指定を受けた図書及び第三項各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませるはならない。 6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませるはならない。</p>	<p>第35条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 一 常習として第10条第5項の規定に違反した者 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第10条第5項……の規定に違反した者 7 第10条第5項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができる。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第10条の2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができるところにまとめて陳列しなければならない。 2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。 3 知事は、第一項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。 4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。 5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合には、適用しない。</p>	<p>第35条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 二 第10条の2第4項……の規定による命令に従わなかった者 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 一 第10条の2第2項……の規定に違反した者</p>

<p>広島</p>	<p>第28条 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号に掲げる図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、交換し、又は貸し付けてはならない。</p>	<p>第48条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第28条第3項……の規定に違反した者 7 第28条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができなない。ただし、過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>第28条 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に置かなければならない。</p>	<p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料料に処する。 1 第6条の2第3項……の規定による命令に違反した者</p>
<p>山口</p>	<p>第6条 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定による指定があつた有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により渡してはならない。</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 1 ……第6条第3項……の規定に違反した者</p>	<p>第6条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、有害図書類を他の図書類と区分して店舗その他の建物の内部の容易に監視することができ、一定の場所に置くとともに、見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をしなければならない。 2 知事は、図書類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定に違反しているときは、その者に対し、有害図書類の陳列場所の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告（図書である有害図書類に係るものに限る。）を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 一 第8条第9項の規定による命令に従わなかった者</p>
<p>徳島</p>	<p>第8条 5 図書類取扱業者は、青少年に対し、第一項の規定により指定を受けた図書類（第三項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされる図書を含む。以下「有害図書類」という。）の販売、頒布、贈与、交換若しくは貸付け（次項及び第十三条の四第一項において「販売等」という。）をし、又はこれらのものを閲覧させ、若しくは視聴させてはならない。 6 何人も、青少年に対し、有害図書類の販売</p>	<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 一 第8条第5項の規定に違反した者</p>	<p>第8条 7 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列する場合は、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に置いた上で、当該有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に青少年には有害図書類の販売等をすることができない旨を掲示しなければならない。 8 知事は、前項の規定に違反している者に対して、有害図書類の陳列方法の改善又は同項に規定する掲示を行うことを勧告することができる。 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従う</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 一 第8条第9項の規定による命令に従わなかった者</p>

香川	<p>第8条 4 図書等取扱業者は、青少年に第1項各号に掲げる図書又は第2項の規定による指定を受けた図書等（以下これを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。 ※第6条第1項「青少年に当該興行を見せ、若しくは聴かせ、又は当該図書の販売、頒布、交換、贈与、貸付けその他これに準ずる行為（以下「販売等」という。）」 6 図書等取扱業者は、その営業の場所において、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。 7 保護者は、その監護に係る青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気を付けなければならない。</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第8条第4項の規定に違反した者 第27条 ……第8条第4項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らなかったことを理由として、第22条から前条までの規定による処罰を免れることができず、ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第8条 5 図書等取扱業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう規則で定める方法により有害図書を他の図書等と明確に区分し、かつ、屋内の容易に監視できる場所にまとめて陳列した上で、有害図書等の販売等をする場合には、その陳列場所の見やすい箇所に、青少年には有害図書等の販売等を行うことができない旨を掲示しなければならない。 8 知事は、有害図書等について、第5項の規定による陳列又は掲示がされされていないと認めるときは、図書等取扱業者に対し、有害図書等の陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (3) 第8条第9項の規定による知事の命令に違反した者</p>
愛媛	<p>第5条 5 図書等取扱業者は、第2項の規定により指定された図書等（前項の規定により第2項の指定を受けたものとみなされる図書類等を含む。以下「有害図書類等」という。）を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせてはならない。</p>	<p>第18条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第5条第5項……の規定に違反した者</p>	<p>第5条 6 図書等取扱業者は、有害図書類等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類等を他の図書類等と区分し、青少年の目に触れないような場所又は営業の場所の屋内の容易に監視することができざる場所に置かなければならない。 7 図書等取扱業者は、前項の規定による有害図書類等の陳列の場所に、当該有害図書類等を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせることができない旨の表示をしなければならない。 8 知事は、図書類等取扱業者が前2項の規定に違反しているとき、当該図書類等取扱業者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。 9 知事は、図書類等取扱業者が第6項又は第7項の規定に違反しているときは、当該図書類等取扱業者に対し、有害図書類等の陳列の方法又は場所の変更、表示の方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>第18条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第5条第9項……の規定による命令に違反した者</p>

高知	<p>第11条 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定に基づき指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。 4 何人も、有害図書類を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませなければならない。</p>	<p>第31条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条第3項……の規定に違反した者 5 第11条第3項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができな ない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>第11条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するとき、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分して店舗内の容易に監視することができる場所に陳列し、当該場所に青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。 2 知事は、図書類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の掲示をするよう勧告することができる。 3 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第31条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (2) 第11条の2第3項の規定に基づく命令に従わなかった者</p>
福岡	<p>第16条 10 図書類取扱業者は、第1項の規定による指定を受けた図書類及び第2項各号に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、交換し、貸し付け、頒布し、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>	<p>第88条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 (1) 第16条第10項の規定に違反して、有害図書類（同条第1項の規定による指定を受けた図書類又は第2項第1号若しくは第2号に規定する図書類に限る。以下第6号において同じ。）を青少年に販売し、交換し、貸し付け、頒布し、閲覧させ、又は視聴させた者</p>		
佐賀	<p>第13条 5 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者は、第1項の規定により指定された図書等及び前3項の規定により青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等とされたもの（以下「有害図書等」という。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。 6 何人も、有害図書等を、青少年に販売し、贈与し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにならなければならない。</p>	<p>第31条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) ……第13条第5項……の規定に違反した者</p>		

<p>長崎</p>	<p>第4条 5 販売業者等は、第2項の規定により公示され、又は公示の効力を生ずるものとされた図書類及び第3項に規定する図書類（以下「有害図書類」という。）を少年に販売し、配布し、贈与し、貸付け、聞かせ、又は少年と交換してはならない。 6 販売業者等は、有害図書類（録音盤、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで音声のみを記録したものを除く。）を少年に見せてはならない。 9 保護者は、少年に対し、第5項及び第6項に規定する行為をしてはならない。 10 何人も、保護者に協力して少年に対し、第5項及び第6項に規定する行為をしないように努めなければならない。</p>	<p>第22条 3 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 (2) 第4条第5項又は第6項の規定に違反して有害図書類を少年に販売し、配布し、贈与し、貸し付け、見せ、聞かせ、又は少年と交換した者 第23条 ……第4条第5項若しくは第6項……の規定に違反した者は、当該少年の年齢を知らないことを理由として、前条第1項から第3項まで又は第4項第1号若しくは第2号の規定による処罰を免れることができる。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第4条 7 販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視でき、かつ、少年の目に触れにくい場所に置き、その場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。 8 知事は、前項の規定に違反している販売業者等に対し、有害図書類の陳列の場所を変更し、又は規則で定める標識を掲示すべきことを勧告することができる。</p>	
<p>熊本</p>	<p>第9条 4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係る図書等及び前項に規定する図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。 ※6条1項「当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為（以下「販売等」という。）」</p>	<p>第21条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 (4) 第9条第4項の規定に違反した者</p>	<p>第9条の2 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置 (2) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定め、その状態を除去するために必要な限度において、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項第2号の措置をとるべき旨を勧告することができる。 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。</p>	

大分	<p>第21条 5 図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等販売業者等」という。）は、第二項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。</p>	<p>第47条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に処する。 二 第21条第5項……の規定に違反した者 7 ……第21条第5項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないうことを理由として……第5項第1号、第2号……の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないうことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>第21条 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、問仕切り等によって仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により、当該有害図書等を他の図書等（次条第二項の表示図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 9 前三項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。</p>	<p>第47条 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 一 第21条第8項……の規定による知事の命令に違反した者</p>
宮崎	<p>第13条 3 図書類取扱業者は、青少年に、第1項の規定により指定された図書類又は前項の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を販売し、頒布し、貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させてはならない。 第17条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要の限度において、改善の勧告をすることができる。 (1) 第13条第2項に規定する有害図書類に関し、同条第3項又は第16条の4第1項の規定に違反した者 2 知事は、前項に規定する改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	<p>第29条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第1項の規定による指定のあった有害図書類に関し、同条第3項の規定に違反した者</p>	<p>第13条 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を屋内の監視できる場所に置き、かつ、規則で定める方法により他の図書類と区分して、容易に青少年の目に触れないような措置を講じ、及びその場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。 5 知事は、第2項第4号の規定により団体を指定したときは、その旨及び同号に規定する当該団体が定める方法を告示しなければならぬ。 第17条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要の限度において、改善の勧告をすることができる。 (2) 第13条第4項の規定に違反した者 2 知事は、前項に規定する改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>	
鹿児島	<p>第9条 7 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書</p>	<p>第28条 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は料料に</p>	<p>第10条 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、他の図書等と区分して屋内の監視できる一定の場所に置き、かつ、容易</p>	

	<p>等取扱業者」という。)は、第2項の規定により指定された有害な図書及び第5項の規定に該当する有害な図書等(以下「有害図書等」と総称する。)を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>	<p>処す。 (1) 第7条第1項……の規定に違反した者</p>	<p>に青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。 2 図書等取扱業者は、有害図書等の陳列場所に、青少年の購入、借受け、閲覧又は視聴を禁ずる旨を表示しなければならない。</p>	<p>第22条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処す。 (2) 第12条の2第3項の規定による措置命令に従わなかった者</p>
<p>沖縄</p>	<p>第12条 4 図書等取扱業者は、青少年に対し、第1項の規定により指定を受けた図書等又は第2項各号の規定に該当する図書等(以下「有害図書等」と総称する。)の販売、頒布、贈与、交換、若しくは貸付け(以下「販売等」という。)をし、又はこれを閲覧させ若しくは視聴させてはならない。 5 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、又はこれらものを閲覧させ、若しくは視聴させないよう努めなければならない。</p>	<p>第22条 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す。 (3) 第12条第4項の規定に違反した者 8 ……第12条第4項……の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができず、若しくは、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。</p>	<p>第12条の2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該図書等を他の図書等と区分し、店内の容易に監視することができず、当該図書等の陳列場所に、当該図書等を青少年が購入し、若しくは借受けし、又は閲覧し、若しくは視聴することができない旨の掲示をしなければならない。 3 知事は、前2項の規定に違反している者に対し、期限を定め、有害図書等の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。</p>	

(表3-2) その他罰則規定 ※「(1)」は号とし、条番号以外の漢数字はアラビア数字に変更した。略した条項は記載していない。

都道府県	罰則規定	適用除外規定
北海道	<p>第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p>	<p>第68条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。</p>
青森	<p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>	<p>第33条 第三十条又は前条の規定は、第三十条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。</p>
岩手	<p>第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。</p>	<p>第31条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。</p>
宮城	<p>第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。</p>	<p>第43条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。</p>

秋田	第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。	第 29 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
山形	第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	第 29 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。
福島	第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第 36 条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。
茨城	第 47 条 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。	第 48 条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。
栃木	第 57 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は料刑を科する。	第 58 条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。
群馬	第 61 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 58 条から第 59 条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第 62 条 この条例に違反する行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。
埼玉	第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	第 33 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。
千葉	第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条第 2 項から第 4 項まで又は第 6 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は料刑を科する。	第 30 条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。
東京	第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条の四から第二十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。	第 30 条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。
神奈川	第 54 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。	第 55 条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

新潟	第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第31条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
富山	第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第26条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
石川	第98条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	第99条 第九十二条から前条までの規定は、青少年に対しては、適用しない。この条例の規定に違反する行為をしたとき青少年であった者についても、同様とする。
福井	第52条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、同条の罰金刑または科料刑を科する。	
山梨	第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第18条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
長野		第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。 ※長野県には有害指定図書の制度がないので、あくまで子どもへのわいせつ行為についての規定である。
岐阜	第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第48条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。	
静岡	第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。	第23条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をした時において青少年であった者についても同様とする。
愛知	第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条第1項から第7項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各同項の罰金刑を科する。	第31条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

三重	第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。	第 42 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
滋賀	第 28 条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑または料料刑を科する。	第 29 条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。ただし、青少年が営業者であつて、その営業に関する場合は、この限りでない。
京都	第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し、前条の違反行為（第 22 条第 7 号に規定する行為に係る同条の規定に違反する行為にあっては、常習として場所を提供し、又は周旋する行為に限る。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条に規定する罰金刑を科する。	第 33 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であつた者についても、同様とする。
大阪	第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十二条から第五十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は料料刑を科する。	第 61 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、青少年が営む営業に関する罰則の適用については、この限りでない。
兵庫	第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は料料刑を科する。	第 32 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
奈良	第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。	第 44 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年である者についても同様とする。
和歌山	第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金又は料料刑を科する。	第 35 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であつた者についても、同様とする。
鳥取	第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。	第 28 条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。

島根	第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。当該行為者に次条本文の規定により罰則が適用されない場合においても、同様とする。	第32条 第30条の違反行為をした者が青少年であるときは、同条の罰則は、適用しない。ただし、その者が図書類販売等営業者等、ツーショットダイヤル等営業を営む者、利用カード販売業者、貸金業者、質屋又は古物商であって、その営業に関して同条の違反行為をしたときは、この限りでない。
岡山	第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	
広島	第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	
山口	第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条の3から第20条まで、第21条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。	第24条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則の規定は、その青少年に対しては適用しない。
徳島	第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第二十四条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	第33条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
香川	第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第23条から第26条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	第30条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない
愛媛	第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。	第20条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
高知	第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。	第33条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。
福岡	第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項から第7項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。	第40条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

佐賀	第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第 33 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。
長崎	第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 22 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。	第 24 条 少年については、第 22 条の規定は、適用しない。
熊本	第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第 23 条 この条例に違反した者が少年であるときは、この条例の罰則は、少年に対しては適用しない。
大分	第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	第 49 条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。
宮崎	第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。	第 31 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であった者についても同様とする。
鹿児島	第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑又は科料刑を科する。	第 30 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
沖縄	第 23 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。	第 24 条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

注

- 1 三オブックス側からの経緯説明は、『ラジオライフ 2023年1月号』（三オブックス、2022年）115頁（PDF版が同社HP上の「ラジオライフ 2023年1月号の有害図書問題の記事」（2022年11月25日、<https://www.sansaibooks.co.jp/info/%e3%80%8c%e3%83%a9%e3%82%b8%e3%82%aa%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%95%e3%80%8d2023%e5%b9%b41%e6%9c%88%e5%8f%b7%e3%81%ae%e6%9c%89%e5%ae%b3%e5%9b%b3%e6%9b%b8%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%81%ae%e8%a8%98%e4%ba%8b.html>（2023年8月8日確認））において公開されている（[https://www.sansaibooks.co.jp/wp-content/uploads/2022/11/RL1G\\_115-123\\_11-28.pdf](https://www.sansaibooks.co.jp/wp-content/uploads/2022/11/RL1G_115-123_11-28.pdf)）。
- 2 鳥取県「知事定例記者会見（2022年9月1日）」<https://www.pref.tottori.lg.jp/307184.htm#23>（2023年8月8日確認）。
- 3 経緯については、参照、鳥取県「知事定例記者会見（2020年8月5日）」<https://www.pref.tottori.lg.jp/293097.htm#9>（2023年8月8日確認）、鳥取県議会「2020年09月29日：令和2年9月定例会（第7号）本文」<http://www.db-search.com/tottori/index.php/6138721?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&DocumentID=2137>（2023年8月8日確認）。
- 4 「鳥取県広報」9371号（令和4年2月4日）2頁、<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1176665/yuugaitosyo.pdf>（2023年8月8日確認）。鳥取県の個別に指定された有害図書については、参照、鳥取県「有害図書類の指定審査」<https://www.pref.tottori.lg.jp/287005.htm>（2023年8月8日確認）。
- 5 今回は全都道府県の青少年条例（2023年5月1日時点）を当該都道府県のHPから入手し目視で整理した。数が多いことおよび条例も多様であり思いがけない箇所に目当ての規定が存在することもありうることから、能う限り慎重に確認したものの各条例の諸規定について多少の見逃しの可能性があることを先に断っておく。仮に見逃しがあっても、個々の条例の理解は左右するだろうが本稿の一般論的な議論を左右するものではない。また、本稿は各条例の規則にも触れていない。本稿は各都道府県条例の指定制度の内容の是非を問うものではないためこの程度の精度で十分であると考える。
- 6 岐阜県青少年保護育成条例事件（最判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁）・福島県青少年健全育成条例

- 事件（最判平成21年3月9日刑集63巻3号27頁）・東京高判平成11年5月27日判タ1016号（2000年）266頁・東京高判平成12年2月16日判タ1035号（2000年）278頁（第一審、熊谷簡判平成11年6月9日LEX/DB25420541）・名古屋高判平成21年10月23日LEX/DB25441474（第一審、名古屋地判平成21年2月19日判タ1313号（2010年）148頁）・最判平成21年12月11日集刑299号1043頁（控訴審、東京高判平成20年7月16日高等裁判所刑事裁判速報（平20）号128頁）は自動販売機への「収納」禁止違反の訴訟であり、福岡高判平成7年3月1日判タ883号（1995年）119頁（第一審、宮崎地判平成6年1月24日判タ844号（1994年）90頁）は「指定」処分の取消を求めた訴訟、大阪高判平成6年7月29日LEX/DB28021717（第一審、京都地判平成5年11月19日判タ874号（1995年）176頁）は有害指定図書に関する支出が問われた住民訴訟である。いずれも「販売」の意味内容を検討していない（検討せずとも解決できる事案である）。
- 7 法令用語研究会編『法律用語辞典〔第5版〕』（有斐閣、2020年）966頁。
  - 8 高橋和之ほか編『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣、2016年）1094頁。
  - 9 大森政輔ほか編『法令用語辞典〔第11次改訂版〕』（学陽書房、2023年）649頁。本書の「販売」の定義は、『法律用語辞典』とはほぼ同一である。
  - 10 同上165頁。
  - 11 同上415頁。
  - 12 愛媛県「愛媛県青少年保護条例の解説（令和5年4月）」17頁、<https://www.pref.ehime.jp/h20300/seisyounen/documents/0001.pdf>（2023年8月8日確認）。
  - 13 参照 山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣、2010年）510頁。なお、山口は、有償の「販売」と無償の「頒布」とを概念上区別している。これについては山口県条例は「販売」と「頒布」とを共に明記していることにも現れている。本稿では有償での行為のみを検討するため、他の条例における「頒布」の解釈論には立ち入らない。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP21KO1131の助成を受けたものです。